各士業における研修報告

大規模災害と各士業のかかわり

2016 年 9 月 10 日（土）

於　明治大学リバティタワー 7階 1074号教室

明治大学士業会

Copyright © MEISHIKAI All Rights Reserved.

明治大学士業会　研修会次第

午後 2 時 10 分　開会

テーマ

「大規模災害と各士業のかかわり」

講　師

1	弁護士	奥野　大作
2	公認会計士	深谷　　豊
3	税理士	寺門　孝彦
4	社会保険労務士	高橋　謙一
5	司法書士	熊谷　健太
6	行政書士	阿部　浩一郎
7	不動産鑑定士	小関　富雄

質疑応答

午後 4 時 50 分　閉会

明治大学士業会　研修会資料

大規模災害と各士業のかかわり

目　　次

1　大規模災害と弁護士のかかわり
大規模災害時の法律問題
明治大学法曹会
弁護士　奥野　大作 ……3

2　大規模災害と公認会計士のかかわり
義援金と支援金について
明治大学公認会計士会
公認会計士　深谷　　豊 …… 19

3　大規模災害と税理士のかかわり
大規模災害と税理士の対応と税制
～『災害税制』をめぐる税務問題～
駿台会計人倶楽部
税理士　寺門　孝彦 …… 35

4　大規模災害と社会保険労務士のかかわり
大規模災害時の被災者と社会保険給付
～遺族年金に焦点を当てて～
社会保険労務士会駿台会
社会保険労務士　高橋　謙一 …… 47

5　大規模災害と司法書士のかかわり
被災者への支援制度について
明治大学司法書士倶楽部
司法書士　熊谷　健太 …… 57

6　大規模災害と行政書士のかかわり
大規模災害における行政書士の取り組み
駿台行政書士会
行政書士　阿部　浩一郎 …… 93

7　大規模災害と不動産鑑定士のかかわり
不動産鑑定士の社会的使命と評価のあらまし
明治大学不動産鑑定士会
不動産鑑定士　小関　富雄 ……111

大規模災害と弁護士のかかわり

大規模災害時の法律問題

弁護士　奥野　大作

大規模災害と弁護士のかかわり

大規模災害時の法律問題

明治大学法曹会
弁護士　奥野　大作

1　はじめに

近年、阪神大震災、東日本大震災、熊本地方を震源とする大震災と、多くの震災が発生しております。

これからも、東京・名古屋・大阪をはじめ、多くの都市が地震等の震災のリスクを抱えています。

その中で、我々明大士業会の士業の集まりである会が、多くの人々の役に立てることは小さくはないはずです。

私自身も、東日本大震災のあとに、被災地を訪れ、被災者への様々な相談に当たりました。

これらの経験も踏まえ、様々起こりうる問題について考察していきます。

ただ、なかなか非常時において、冷静適切に対処することは難しく、答えが１つとも限りません。

そんな中でも、これらの考察を通して、少しでもお役に立てれば幸いかと存じます。

2　預貯金・有価証券について

①震災で預貯金通帳や届出印を紛失した場合

原則として、金融機関は金銭の払い戻しのときに通帳や届出印の提示が必要です。

しかし、東日本大震災や熊本地震においても、通帳等を紛失してしまった被災者の方がたくさんいらっしゃいました。

そこで、政府が金融機関に要請し、多くの金融機関では通帳等を紛失した場合であっても、運転免許証等により本人であることが確認できれば、通帳等がなくても払い戻しに応じてもらえることになっています。

また、本人確認資料を全て紛失した場合であっても、金融機関で氏名・住

所等を述べて本人であることを申告すれば、払い戻しに応じてもらうことも可能となりました。

さらに、届出印を紛失した場合でも拇印での代替が可能となりました。

②亡くなった人や行方不明者の預貯金の調査

亡くなった方の通帳等が残っていれば、その相続人の方は戸籍謄本などで自分が相続人であることを金融機関に証明して、亡くなった方の預貯金を調査できます。

通帳がなくなった場合でも、支店名くらいの情報がわかれば、金融機関が回答してくれる場合があります。

なお、東日本大震災の時は、全国銀行協会の照会センターにより一括して口座の有無を照会できました。

③震災で手形、小切手を支払呈示期間内に呈示できなかった場合

手形は満期日に次ぐ２取引日以内に支払呈示をしなければならず、小切手は振出日の翌日から 10 日以内に支払呈示をしなければなりません。

しかし、震災のときは、支払呈示が出来ずに期間を経過させてしまうこともあります。

そこで、東日本大震災の時も、熊本地震の時も、金融機関に期間が過ぎた手形・小切手でも交換持ち出し等を行うことを行政が通知しました。

したがって、今後の地震でも、地震から当面は期間が過ぎても交換ができる措置は採られると思われます。

④震災で手形、小切手を紛失してしまった場合

この場合は２－③のような通知は出されておらず、一般的な方法である「除権決定」の制度を利用するしかないと思われます（ただし、今後の震災で救済措置が取られるかもしれません）。

ただ、この除権決定の制度は、３ヶ月以上の期間がかかるため、どうしても早く資金が必要な場合には、除権決定の手続を進めながら、振出人に対して任意の支払に応じてもらうようにお願いするしかないと考えられます。

3　不動産について

(1) 借家

①建物が滅失したときに借家契約はどうなるか

建物が滅失したときは、民法では借家契約は終了します。

しかし、政令により指定された一定の地域に「罹災都市借地借家臨時処理法（罹災法）」が適用されるときには、借家人は強い権利を取得できました（優先借家権）。

しかし、この罹災法は時代に合わないことが指摘され、東日本大震災のときは適用されず、2013 年に廃止されました。

これに変わって、「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（被災借地借家法）」が成立し、新たな枠組みができました。

これによれば、優先借家権は廃止され、従前の賃貸人が、建物を再築し、賃貸しようとするときは、その旨を従前の借家人に通知することとされました。

従前の借家人が居住していた場所に戻ることを促進し、コミュニティを維持するためです。

②滅失まではいかない場合はどうか

借家の建物が滅失まではしていない場合は、借家契約は終了しないため、建物が壊れている場合には家主さんは建物を修繕しなければなりません。

ここで、上述 3 （１）①の滅失との違いが問題になりますが、滅失とは建物が倒壊したり、倒壊していなくてももはや建物として利用できない場合をいいます。罹災証明書の場合の全壊と半壊の一部がこれに当たり、一部壊はこれに当たらないのが通常です。

③家賃の減額

上述②の場合、借家人が住めるのであれば家賃の支払い義務はありますが、壊れた割合に応じて家賃の減額を請求することができます（民法 611 条、借地借家法 32 条）。

④解約の可否・立ち退きの要否・立ち退き料

上述②の場合、家主は借家契約を解約できるかですが、正当事由がない限り、勝手に解約はできません（借地借家法 28 条）。

地震のときにこの正当事由に当たるかですが、必要以上に多額の費用がかかる場合はこれに当たる場合もありえるでしょう。

立退料を家主が払って、出て行ってもらうことも考えられます。ただし、家主が立ち退きを求めていないのに、借家人が立退料を求めて任意に出て行くことはできません。

なお、建物が滅失している場合は、借家契約は終了しているので建物を明け渡す必要があり、借家人は立退料を請求することはできません。

⑤避難している場合の家賃

借家が滅失はしていないものの住める状態でない場合、借家人としては別の場所で生活することを余儀なくされることがあります。

その場合、家主はその借家の修繕義務があることは前述したとおりで、その修繕が終わるまでの家賃は、借家人は払わなくてもよいです。

(2) 借地

①建物が滅失したときに借地契約はどうなるか

土地を借りているという契約なので、建物が滅失しても借地契約は終了しません。

②貸し主は借地人の再築を許可しなければならないか

上述①で述べた通り、借地契約は終了しないので、再築禁止特約がない限り、地主の同意がなくとも借地人は建物を再築できます。

ここで、増改築禁止特約や再築禁止特約がある場合は、基本的には再築ができません。

ただ、震災による場合は、事情が通常の場合と違うため、地主の許可が得られない場合は、地主の承諾に代わる許可を裁判所から得ることができます(借地借家法 17 条)。

また、借地契約で木造建築しかできない約束になっていたときに、再築するものを堅固建物にしたいと借地人が考えたとき、地主はこれを認める必要はありません。ただ､借地人から借地条件変更の裁判(借地借家法 17 条 1 項)を起こされ、裁判所がその変更を認めれば、堅固建物が建てられます。

③再築した場合の借地期間

ⅰ　借地借家法が適用される借地権（平成４年８月１日以降に契約したもの）

ア　普通借地権の場合

地主が新築を承諾した場合は、借地期間は承諾後 20 年間存続します（借地借家法７条１項）。

また、借地人が地主に事前に存続期間を超えて存続すべき建物を新築する旨の通知をし、地主から２ヶ月以内に異議がでなかったときは、20 年間借地期間が延長されます（借地借家法７条２項）。異議が出た場合は残存期間のままです。

イ　定期借地権の場合

期間に影響はないです。

ⅱ　旧借地法が適用される借地権（平成４年７月 31 日までに契約したもの）

再築するに際し、地主が速やかに異議を述べないときは建物が全壊した日から 30 年（堅固建物）または 20 年（非堅固建物）に延長されます（旧借地法７条）。

異議を述べたときは、借地期間は延長されず元のままです。

(3) マンション

①マンションが全壊した場合の再建

マンションが全壊してしまった場合は、建物についての権利関係がなくなり、敷地の共有関係が残るだけなので、マンションの再建には共有者全員の同意が必要です（民法 251 条）。

しかし、政令で、「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（被災マンション法・平成 25 年改正）」が適用された場合には、共有者の議決権の５分の４以上の多数で再建することができます（被災マンション法４条）。

そして、これが可決された場合、再建に賛成した者は再建に参加しない者に対し、その権利を時価で売り渡すように請求できます。この請求がされると、再建に参加しない者の権利は請求をした者に時価で売り渡されたことになります。

なお、東日本大震災でも、この被災マンション法の適用があります。

②マンションが大きな被害を受けたときの建て替え

マンションが全壊まで至らなくても、大きな被害を受けた場合（マンションの価格の２分の１超に相当する部分が滅失した場合）、被災マンション法の適用がされたときは、５分の４以上の多数決で、マンションを敷地とともに売却したり（被災マンション法９条）、マンションを取り壊す（同法 11 条）ことができます。

なお、取り壊して再建するには、５分の４以上の多数で建て替えの決議をすることができます（区分所有法 62 条）。

③マンションの一部が滅失した場合の修繕

また、２分の１超まで至らない滅失であれば、区分所有法が適用され、過半数の決議で修繕と復旧ができます（区分所有法 61 条）。

（4）所有している不動産

①隣の家の建物や塀が崩れて被害を被った場合

土地工作物責任によって、損害賠償請求ができることがあります（民法 717 条）。

この土地工作物とは、建物や塀を含みます。

これらが崩れてきた場合、被害を受けた方は相手方の故意・過失を立証する必要はありませんが（無過失責任）、工作物の欠陥を立証する必要があります。

この欠陥ですが、建築基準法に則って建築されていれば一応は瑕疵はないといえるでしょう。

ブロック塀などは、通常発生することが予想される地震動に耐えうる安全性を有していたかどうかで判断されます。この安全性がないということを被害を受けた方が立証する必要があるのです。

たとえば、予想を超えない程度の地震で、その周辺のうちのブロック塀は壊れていないのに、隣のブロック塀だけが倒れたという場合であれば、この立証がしやすくなると言えるでしょう。

②上記①の場合の予防措置

隣の建物が崩れかかるおそれがあるとき、これを予防するための妨害予防措置を隣の人に求めることができます。

その費用は、原則として隣の人の負担になります。

しかし、その隣の人が予防措置をしてくれない、または隣の人が行方不明の場合、原則として裁判所に妨害予防の仮処分を求めることが必要です。

ただ、緊急の場合は早急に自分で撤去等したいところですが、通常はなかなかこのような自力救済は許されません。しかし、東日本大震災のときは、行政の通知によって、行政庁は所有者の承諾をえなくても、撤去等の妨害の予防の措置をとることができるようになりました。

また、このような措置がとれるようになったことから、災害対策基本法に基づいて、市町村長に早急に撤去等の措置を取るように申し出ることも実効性のあるものとなります（同法 62 条）。

③隣家との境界の確認

火災や津波によって隣家との境界がわからなくなったときは、固定点からの測量、地積図、境界標などから確認するしかありません。

ただ、大きな地震によって、広範囲の移動が起こった場合は、土地の境界も相対的に移動したものとして取り扱われます。地域全体が水平移動したような場合、隣接地とともに敷地の境界も移動したことになるので、現に存在する境界標が境界となります。

現実には、隣家との合意ができれば事実上その合意が境界になるでしょう。

④不動産の権利証の紛失

登記済権利証書は紛失しても再発行はできませんが、不動産に対する権利がなくなるわけではないので大丈夫です。

ただ、不動産を売買したりするとき、登記官による事前通知制度か、司法書士や弁護士、公証人による本人確認制度による手続を用いることになります。

4　自動車について

①車が津波で流されたとき

車が流されてどこかへいってしまったときは、車に対する課税を止めたいと考えられますが、所在不明や使用不能になった場合は、自治体による課税停止の措置がとられることがありますので、自治体に課税停止の申請をする

必要があります。

また、震災の特例措置で廃車手続もできます。

②自宅の敷地内に他人の車が流されてきた

この場合、勝手に処分してしまうと、その車の持ち主から損害賠償を請求されてしまうことがあります。

このような被災車両は自治体が撤去するので、まずは自治体に連絡して下さい。被災車両を自治体が保管し、所有者を捜すことになります。

5　不法行為

①震災により建物等が倒れて通行人が死傷したとき、その建物等の所有者や所有者から借りている人は損害賠償義務を負うか

この場合、その建物等が通常備えるべき安全性を欠いている場合は賠償義務を負うことなります。

地震であれば、通常発生が予想される地震に耐えうるだけの安全性があるかどうかということになります。具体的には建築基準法等の基準を満たしていなければ、この安全性を欠いているということになりましょう。その場合は損害賠償義務を負います。

②隣の建物等が自分の土地に倒壊してきたとき、それをその隣人に撤去させることはできるか。行政にお願いできるか。自ら撤去してよいか。

妨害排除請求権がありますので、隣人に撤去させることができます。

しかし、隣人が行方不明の場合など、隣人が撤去してくれない場合はどうすればよいでしょうか。

裁判所に申し立てて、隣人が撤去をするように命ずる仮の命令（仮処分命令）を出してもらいます。早ければ数週間程度で出ます。この命令が出ても撤去しない場合は、裁判所から授権決定を出してもらい、相手の費用で相手に代わって撤去するのです。

また、震災時には、通知により所有者の承諾を得ることなく自治体が撤去作業を行えることもあり、市町村に撤去をお願いすることも有効です。

③上の②の設問で倒壊しそうなときは予防手段を取れるか

このときも、予防手段を隣家に求められるし、仮処分や授権決定も同じです。

市町村は、これらの除去ができる（災害対策基本法 62，64 条）ので、市町村に対し、これらの防止措置をとるようにお願いすることがよいでしょう。

④隣家から出火して自分の建物が燃えてしまったとき損害賠償請求できるか

失火責任法は、失火の原因が故意か重大な過失に基づく場合のみ損害賠償責任を認めています。

そうですので、地震による失火はほとんど失火責任法により免責されると思われます。大地震の混乱時に、火の管理をしっかりすることはなかなか要求できないことだからです。

6　労働関係

①震災で従業員が出勤できなかった場合の賃金や勤務上の扱い

震災が原因であり会社の責任ではないですので、法律的には欠勤扱いとなります。

そうなりますと、会社は賃金も労基法 26 条の休業手当も支払う必要はないです。

ただ、東日本大震災のときに、厚労省からＱ＆Ａが出ているように、「労使でよく話しあい、労働者の不利益を回避するように努力する・・・」ということで、事後的に有給休暇への振替えを認めることは十分ありえます。

また、震災が原因ですので、欠勤を理由に従業員の責任を問うことはできません。

②店舗の閉店や避難勧告で休業の場合の賃金

避難勧告は出ていなかった場合、会社が自主的に閉店したときは、使用者の責に帰すべき事由による休業として、労基法 26 条の休業手当を支払う必要が出てきます。ただし、会社の施設・設備が地震により直接的な被害を受け労働者を休業させる場合には使用者の責めにきすべき事由とはいえないので、休業手当を支払う義務はないです（厚労省Ｑ＆Ａ）。

また、避難勧告が出ていたような場合や行政上の指示によって店舗閉店をしていたときは、会社の責に帰すべき事由とはいえず、会社は賃金も休業手

当も払う必要はないです。

③震災で店舗等が休業、一時的な閉鎖の場合の労働契約の終了

このような事情で従業員に労働させられなくなっても、当然に労働契約は終了しません。

会社側が労働契約を終了させたい場合は、会社側が解雇をする必要がありますが、客観的に合理的な理由が必要で（労働契約法16条）、整理解雇の要件（①人員整理の必要性、②解雇回避努力義務の履践、③被解雇者選定基準の合理性、④解雇手続の妥当性）が考慮されるため、厳しい要件をクリアしなければなりません。

厚労省のＱ＆Ａの中でも、「震災を理由とすれば無条件に解雇や雇い止めが認められるものではありません」「出来る限り雇用の安定に配慮して」とあります。

④震災からの復旧のために会社が休日出勤、時間外勤務を命じられるか

この場合、労基法33条によって、命じることはできます（厚労省Ｑ＆Ａ）。

ただし、その場合でも、「臨時の必要がある場合に」「その限度」に限られるので、過重労働による健康障害を防止するため、時間外の労働時間をあまりに長時間にしてはいけません（厚労省のＱ＆Ａでは月45時間以内にとしています）。また、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置をとることが重要です（厚労省のＱ＆Ａ）。

なお、この場合でも、休日出勤と時間外の割増賃金を支払わなければならないことは当然です。

⑤雇用調整助成金について

事業の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を休業させた場合、政府が賃金等の一部を助成する制度です。

東日本大震災のときは、この要件が緩和され、助成が受けやすくなりました。

⑥震災により会社の事業が継続困難になった場合の即時解雇

震災によって会社が深刻な被害を受け、事業のほとんどが継続できないときの解雇の可否ですが、上述の③の厳しい要件が課せられますが、この要件をクリアする場合が出てくると思われます。

また、解雇が有効な場合でも通常は解雇予告手当が必要ですが（労基法20条1項本文）、例外的に天災事変のときはその支給は不要ですので（同但し書き）、本件も支給不要にあたるかもしれません。

7　親族・相続

①震災で夫が行方不明でしばらく経つとき死亡認定や相続はどうなるか

行方不明の方については、失踪宣告という制度があり、震災の場合であれば、危難が去った後1年間生死が明らかでないときに失踪宣告がなされ、危難が去ったときに死亡したものとみなされます（民法30条、31条）。

失踪宣告は行方不明者の申立ては、住所地の裁判所に行いますが、親族もできるので、本件の奥様でもできます。

ただ、これだと1年間は相続ができないため、法務省は東日本大震災のときに、平成23年6月7日付けで通知を出し、遺体が発見されていない場合でも必要書類をつけて死亡届を提出できるようになりました。これによれば、平成23年3月11日に死亡したことにでき、相続が開始できます。

なお、遺族年金については、平成23年5月2日に施行された「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」で、生死が3ヶ月わからない場合は3月11日に死亡したものと推定して、遺族年金等の支給ができるようになりました。

②震災で死亡した夫の相続放棄

旦那さんが遺産よりも負債の方が多い場合、奥さんは相続放棄をすることで、遺産ももらえなくなりますが借金も払わなくてよくなります。

この相続放棄ですが、相続があったことを知った時から3ヶ月以内に被相続人の住所地の家庭裁判所に対して行わなければなりません（民法915条1項）。

ただ、震災の混乱したときに、なかなかその3ヶ月という期間内に行えるものではありません。

そこで、平成23年6月21日に施行された特例法により、指定された地域に住所をもっている方の相続人は、平成23年11月30日まで相続放棄をすべき期間が延長されました。

③離婚して子の親権を取得した親が震災により死亡したときもう片方の親は親権を取得するか

親権を持つ親が死亡したことで、当然にはもう片方の親が親権者となるわけではありません。

その生き残った親が子どもの親権を取得するためには、家庭裁判所に子の親権者変更審判を申し立てる必要があります。そして、家庭裁判所が適切であると判断すれば子どもの親権者を変更する審判を出すのです。

④震災で行方不明になった親族の財産管理をどうするか

「不在者財産管理人」を選任する審判を家庭裁判所に申し立てて、家庭裁判所が選任した不在者財産管理人がその行方不明になった親族の方の財産の管理を行うことになります。

なお、この行方不明の方の相続等に関しては、上記①のとおりです。

8　保険

①地震保険について

地震保険とは、地震やそれに伴う津波によって生じた火災・倒壊・埋没・または流失の損害を塡補するための保険で、火災保険や住宅総合保険の担保特約や付帯契約として締結されているものです。政府が再保険しています。

建物に対しては5000万円を限度額として、火災保険に付している保険金額の30％から50％の範囲内で保険に付すことができます。

建物が壊れた程度に応じて金額が変わってきます（全損は全額、半損は50％、一部損は５％）。

②地震保険を付していない火災保険

この場合でも、地震による火災によって、建物に半焼以上の損害を被った場合、または家財が全焼した場合には、300万円を限度として火災保険金額の５％の保険金の支払いを受けることができます。

③災害と傷害保険

加入している傷害保険に「天災危険担保特約」を付けている場合は地震に起因する傷害に対しても保険金が支給されます。

しかしこの特約がない場合は保険金は支給されません。

④災害と生命保険

生命保険の場合、地震を原因とする死亡かどうかとは関係なく、死亡することで支払いを受けることができます。

不慮の事故によって死亡した場合に保険金を上乗せする旨の災害割増特約が付されている場合には、その割増の保険金を受け取れます。なお、地震等により保険金を削減する場合がある約款があることがありますが、東日本大震災においては、全生命保険会社は全額支払いました。

9　震災時に関する法律について

①被災者生活再建支援法

災害により被害を受けた世帯に対し、支援金を支給することで生活の再建を支援する法律です。

住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金とがあります。

基礎支援金は、全壊の場合 100 万円、大規模半壊の場合 50 万円が支給されます。加算支援金は、建設・購入の場合に 200 万円、補修の場合 100 万円、賃貸の場合に 50 万円が支給されます。

②災害弔慰金の支給等に関する法律

災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が条例の定めるところにより災害弔慰金の支給を行うことができるとしています。

金額は、生活維持者の死亡は 500 万円、その他の者の死亡は 250 万円とされています。重度の障害が残った場合は、その半分ずつです。

③災害救助法

国が地方公共団体等の協力のもとに、必要な救助を行うものです。

具体的には、避難所や応急仮設住宅の設置、食品や飲料水の給与、被害者の救出、死体の捜索や処理等です。

大規模災害と公認会計士のかかわり

義援金と支援金について

公認会計士　深谷　　豊

大規模災害と公認会計士のかかわり

義援金と支援金について

明治大学公認会計士会
公認会計士　深谷　豊

最近では、2011年3月11日東日本大震災が、また、2016年4月14日に熊本地方を震源とする大地震が発生しました。まずは、被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

これら災害に対し、様々な形で支援の輪が広がっています。

また、多くのＮＰＯなどが、それぞれの立場や方法で支援に立ち上がっています。

ところで我々士業は、これら大規模災害において、どのようなかかわり方をすればいいのでしょうか。我々公認会計士として、どのような支援ができるか考えてみましたが、さしあたり緊急を要して直接支援できることはあまり多くなく、従って現地で被害者支援をしているＮＰＯなどを間接的に支援することが中心となるのではないかと考えました。

そこで思いあたったのが、大規模災害において少しでも役立つような会計・税務に関する支援ということで、今回は会計人として、会計と税務の専門家の立場から「義援金と支援金の違い」、それぞれの税務上の扱いやＮＰＯが義援金や支援金を受ける際の注意点をまとめてみました。

今回の知識が、被災地支援のＮＰＯをはじめ皆様にとって、少しでもお役にたてれば幸いです。

1．義援金と支援金はどう違うのか？

ＮＰＯ（ここではＮＰＯ法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人などの非営利法人と、任意団体等を総称してＮＰＯとします）が募金活動を行っていますが、このような募金は、大きく２つの種類に分かれます。

「義援金」）と「支援金」です。

この２つは、文字にすると一字違いですが、内容は大きく異なります。

「義援金」は、災害により生命・財産に大きな被害を受けた方々に対する慰謝激励の見舞金であり、被災者へ全額支給されるものです。

方や「支援金」は、被災地で様々な支援活動を行っているＮＰＯなどの活動を支援するものです。

「義援金」と「支援金」は、集めたお金の使い方が異なるだけでなく、税務上の扱いや会計処理上の扱い、領収書等の発行の仕方まで異なってきます。

募金活動をするＮＰＯにとって、まず、この「義援金」と「支援金」を明確に区別して、自分が行っている募金活動はどちらにあたるのかを意識していくことが必要になります。

2.　義援金はどのようなものか？

日本赤十字社では、義援金を「国内で発生した災害による被災者の当面の生活を支えるために市民の自発的意思によって寄託された金銭」と定義されています。義援金は、被災者への見舞金ということです。それでは、誰が、どのようにして、どの被災者へいくら支払うのかを決めるのでしょうか？それを決めるのが「義援金配分委員会」というものです。

義援金は日本赤十字社や中央共同募金会、マスコミなど多くの団体で受付けられるので、被災された方々へ配分するためには１か所に取りまとめる必要があります。

そのための第三者機関として、被災自治体、日本赤十字社、報道機関などで構成される義援金配分委員会が設置されます。義援金配分委員会では、各機関で受付けた義援金をとりまとめるとともに、配分基準を作成し、被災された方々へ配分が行われます。

つまり、日本赤十字社やマスコミなど義援金受付団体があり、そこで集めた義援金はすべて義援金配分委員会というところに集約され、そこで配分について審議・決定された上で、被災市町村を経て各被災者の世帯へ配分されます。

3.　支援金とはどのようなものか？

義援金は、現金での見舞金ですので、被災者支援のためには、それ以外の直接・間接的に被災者の生活を支援していくということが重要になってきます。

その意味では行政の役割が大きいわけですが、他方で、大きな役割を果たすのが民間による自発的な支援です。

多くの方が東日本大震災や九州地震において、何らかの形で貢献したいと思

っていると思います。その思いと、被災地、被災者の方をつなげるのがＮＰＯの役割です。

そして、このようなＮＰＯの活動を支援するのが、「支援金」です。

支援金は、ＮＰＯが独自にＨＰなどで集めています。

しかし、それだけでは限界もありますので、ＮＰＯへ支援金を支給するためのサイトとして様々な募金サイトなどが立ち上がっています。

このような募金では、まず、その受入れ団体が募金を集めた上で、いろいろな団体を評価して配分するという形をとっています。

4.　義援金と支援金の会計上の違いは？

ＮＰＯが「義援金」を受け入れた場合には、この「義援金」は義援金配分委員会を通して各市町村に配分されますので、ＮＰＯの収入ではありません。従って、ＮＰＯが寄付者に発行するのは、「**領収書**」ではなく、「**預り証**」であり、会計上も「**寄付金収入**」（受取寄付金）ではなく、「**預り金**」になります。

一方、「支援金」は、それがそのＮＰＯの災害支援活動に使われるようなものであったり、そのＮＰＯが募金をとりまとめて、適正な手続きを経て様々な団体へ配分するようなものであったりする場合には、この「支援金」はそれを集めたＮＰＯの収入として、会計上も「寄付金収入」（受取寄付金）に計上し、そのＮＰＯから領収書を発行することになります。

5.　義援金と支援金の税制上の違いは？

義援金、支援金は、税制上は一括して「寄付金」として扱われます。寄付金は他の支出とは違い、税制上特殊な取扱いをしますので以下検討していきます。

「義援金」の場合には、ＮＰＯはあくまでも受付団体であり、義援金配分委員会を通して被災地の各市町村に配分されますので、税制上は、適正な手続きをとっていれば、「地方公共団体への寄付」という扱いになります。

「地方公共団体への寄付」とされると、税制上は非常に優遇されており、法人が義援金を支払った場合には、その義援金を「**全額損金（経費）**」とすることができ、個人が義援金を支払った場合には、「**寄付金控除**」の対象となります。

一方、「支援金」の場合には、原則として、ＮＰＯへの寄付ですので、そのＮＰＯが「認定ＮＰＯ法人」「公益社団・財団法人」「社会福祉法人」など、税

制上の優遇がされる法人（以下「認定ＮＰＯ法人等」とします）であり、かつ、その支援金が、そのＮＰＯの本来の目的に関連するものであるときは、法人が支払った「支援金」は、「**特定公益増進法人**」に対する寄付金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入でき、個人が支払った「支援金」は、寄付金控除の対象になります。

「支援金」を受けたＮＰＯが認定ＮＰＯ法人等でなければ、法人が支払った「支援金」は、一般の寄付金の扱いになるため、損金に算入できる枠が縮小され、個人が支払った「支援金」は、寄付金控除の対象にはなりません。

6. 義援金が寄付金控除等の対象になるための手続きとは？

義援金を受入れたＮＰＯが「適正な手続き」をとっていれば、義援金を出した人は、地方公共団体へ寄付したものとされて、寄付金控除などの対象になります。この場合の「適正な手続き」とはどのようなものでしょうか？

「募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できること」になります。

ＮＰＯが行う具体的な手続きとしては、以下のようなことになります。

①義援金を募るＮＰＯの主たる事務所の所在地を所轄する税務署を訪問

②税務署は、募金団体から照会があった場合には、募金要綱、募金趣意書等により、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが明らかであるかどうかを確認した上で、地方公共団体に対する寄付金に該当することになる旨を回答

また、これと併せて、次の事項について確認を行うものとする。

イ 募金団体の名称、代表者名、所在地
ロ 募集した義援金等の受付の専用口座等
ハ 募集した義援金等の拠出先等
ニ 募金要綱、募金趣意書の有無等
ホ 預り証等の発行の有無等

③募金活動を終了した場合には、手続きを行った税務署に対して義援金配分委員会等が受領したことを証する書類の写し及び収支報告書を提出する。

（注）収支報告書を新聞紙上に掲載すること等により広く一般に周知する場合は、これにより収支報告書の提出に代えて差し支えないものとする。

7. 寄付者が寄付金控除を受けるためには預り証でいいのか？

義援金については、ＮＰＯが発行するのは預り証です。義援金を出した寄付者は、この預り証で領収書の代わりとして寄付金控除が受けられるのでしょうか？それとも日本赤十字社などから領収書を発行してもらう必要があるのでしょうか？

預り証で寄付金控除を受けることができることになっています。さらに、そのＮＰＯが義援金の受付専用口座を設置し、そこに振り込まれている場合には、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）や銀行の振込票の控えで領収書に代用することが可能です。

ただし、郵便振替の受領証や銀行の振込票で代用する場合には、確定申告の際に、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を一緒に添付又は提示することが必要になります。

8. 預り証にはどのようなことを記載すればいいのか？

預り証には、個人、法人がＮＰＯに対して支払った義援金が、最終的に地方公共団体に拠出されるものであることが税務署で確認された場合に、税制上の優遇措置の適用を受けることができる旨を、寄付した個人、法人にお知らせするものになります。

したがって、預り証には、記載例のような内容を付記して、寄付をした方に税務上の取扱いを具体的に示すことがよいでしょう。

（預り証の記載例）

上記金額をお預かりしました。お預かりした義援金は、○○（例えば、「日本赤十字社の○○災害義援金口座」と記載します。）に拠出いたします。

（注）この預り証をもって、所得税法第 78 条第２項第１号及び法人税法第 37 条第３項第１号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

なお、この預り証には収入印紙は不要です。

9. 税務署の確認手続きを後からとっても寄付金控除は受けられるのか？

ＮＰＯが受付団体となり受入れた義援金については、ＮＰＯが税務署の確認の手続きをとっていれば､寄付者は寄付金控除等を受けられる旨はわかりました。

しかし、この手続きを知らずに、あるいは手続きを取る時間もなく義援金を募集し、集めている団体も多いと思います。その場合に、後から税務署の確認をとった場合にもそれ以前に集めた義援金について寄付金控除等を受けられるのでしょうか？

実は後で税務署の確認を受ける場合でも問題はありません。ただし、税務署の確認を受ける前にＮＰＯに義援金を支払った寄付者に対しては、税務署の確認が得られ次第、預かった義援金が税制上の優遇措置の適用を受けられる旨連絡するとともに、必要に応じて預り証を発行することが必要になりますのでご注意ください。

また、税務署の確認を受ける場合に、すでに日本赤十字社等に義援金を拠出している場合には、その受領証も必要になります。

10. 義援金の会計処理はどのようになるか？

義援金の会計処理がどうなるのでしょうか？

義援金はそれを受付けるＮＰＯにとっては自身の収益、費用ではなく、一時的に預っているだけですので、活動計算書には計上されません。義援金を受入れたときは、「預り金」（あるいは「預り寄付金」）という負債の科目で計上します。

もし、決算時にまだ預ったままの義援金がある場合には、貸借対照表に、義

援金の預金残高が記載されるとともに、負債の部に預り金が計上されることになります。

＜例＞ 100 万円の義援金が集まったが、決算時にまだ義援金配分委員会等に拠出していない

貸借対照表

資産の部 現金預金（○○義援金）100 万円 ・・・・・	負債の部 預り金　100 万円 ・・・・・

活動計算書 … 計上なし

なお、義援金がトータルでいくら集まり、それを全額配分した報告をする必要はあると思いますので、義援金の部分だけを独立して、いくらの収入があり、支出があったのか（収入、支出は通常は同額）を記載した収支報告書の作成は必要でしょう。

11. ＮＰＯが募金の受入れ団体となっている場合の扱いは？

ＮＰＯが、例えば「この支援金は全額○○団体へ寄付します」というようなものであれば、この支援金は、義援金と同様に、募金を受け入れたＮＰＯにとっては「預り金」ですので、発行するのは「預り証」になります。

その上で、そのＮＰＯが支援した団体から、必要に応じて寄付者に領収書を発行します。もし、そのＮＰＯが支援した団体が、認定ＮＰＯ法人等であれば、税制上の優遇措置を受けますので、その領収書を添付すると寄付金控除などを受けられる可能性があります。

12. 税制優遇の対象とならないＮＰＯ法人や任意団体等が支援金を受けた場合は？

税制優遇の対象とならないＮＰＯ法人や一般社団・財団法人、あるいは任意団体などが支援金を受けて、被災者支援のための活動などに使った場合にはど

のような手続きが必要でしょうか？

このような場合には、そのＮＰＯ法人等は、寄付者からの要望に応じて領収書（あるいは「受領書」）を発行することになりますが、この領収書を、確定申告書に添付しても、寄付者は寄付金控除などの適用を受けることはできません。

また、領収書に貼る印紙は、ＮＰＯ法人や一般社団・財団法人などの非営利法人は領収書に貼る印紙は非課税になりますし、任意団体についても、営業に関する領収書ではないので、非課税になります。

13. 定款に災害救助活動と明記していないＮＰＯ法人等が復興支援活動をしていいのか？

定款に災害救助活動と明記していないＮＰＯ法人が、災害において復興支援活動を実施する場合はＮＰＯ法の違反にならないのでしょうか？これについては、内閣府ＮＰＯホームページの「熊本県熊本地方を震源とする地震に係るＮＰＯ法Ｑ＆Ａ」で　以下のように説明されています。

特定非営利活動促進法上では、特定非営利活動法人の定款上の目的及び活動分野の範囲であれば「災害救援活動」「ＮＰＯ支援」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動やＮＰＯ支援を行うことは妨げられてはおりません。

具体的には個々の事例で判断することとなりますが、例えば以下のような場合には問題がないものと考えています。

例①法別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を定款に掲げる法人が、被災地において老人の健康の保持に関する活動を行う場合。

例②法別表の「まちづくりの推進を図る活動」を定款に掲げる法人が、被災地において生活環境の整備を実施する団体の支援活動を行う場合。

つまり、被災地を支援する活動が定款に掲げる事業に関わりのあるものであれば、問題がありません。

また、公益法人についても、以下のような質疑応答が出ています。

【質問１】

今回の震災に際し、寄附を募り、被災地に義援金として渡す活動を事業として行いたいと考えていますが、現在の公益目的事業には含まれていない内容です。このような場合、事業内容の変更を伴うものとして、事前の変更申請が必要になるのでしょうか。

【回答１】

○事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、事後の変更「届出」で済みます。

○また、内閣府としては、被災者支援や震災復興に向けた活動については、公益の原点であり、かつ、機を逸することなく迅速に始めていただくことを最優先にしたいと考えています。

○ご質問のような場合も含め、こうした活動に係る事業の変更については、前記ＦＡＱの趣旨から、基本的には、事後の変更「届出」で済むものとして扱うこととしたいと考えています。

（補足１）事業内容の変更を伴わない場合（現在の事業内容で読み込める場合等）は、届出も不要です。

（補足２）継続事業のみを実施する移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般法人）が公益目的事業や特定寄付を追加する場合等、変更認定・認可の申請が必要となる場合で あっても、最大限迅速に対応することとしています。

「公益認定等委員会だより（その６）」（公益認定等委員会事務局）

14.　認定ＮＰＯ法人等が他の災害支援活動団体などの助成を行う場合は？

認定ＮＰＯ法人等が、災害に関連して支援金を募り、その集まった支援金を、他の災害支援活動団体などに資金提供をしていた場合にはどのような扱いになるでしょうか？

その資金提供先の団体が、認定ＮＰＯ法人等が行う活動と同種の活動を行うものであり、かつ資金提供を受けた団体が、事後に、活動報告書などを提出し、認定ＮＰＯ法人が適切であると確認するような場合には、その支援金は認定ＮＰＯ法人の本来の活動と認められます。

逆に言うと、その資金提供団体の行う活動が、認定ＮＰＯ法人の活動と同種の活動でないとされると、その支援金は、認定ＮＰＯ法人の本来の活動ではないとされます。本来の活動でないとされると、認定ＮＰＯ法人の場合には、次回の認定申請の際に、認定がされる要件の中に、「本来事業の事業費が全体の事業費の 80% 以上であること」や、「受入れた寄付金のうち 70% 以上を本来事業の事業費に使用していること」という判定をする場合に、他の団体に提供した支援金が本来事業の事業費から外されることになります。

なお、再認定の調査などで、その資金提供団体の行う活動が認定ＮＰＯ法人の活動と同種ではないとされた場合でも、すでに寄付金控除を受けた人が、後日に訂正を求められることはないようです。

15.　認定ＮＰＯ法人等が発行する領収書に記載する事項は？

認定ＮＰＯ法人が寄付者の求めに応じて領収書を発行する場合には、その領収書には、その法人の名称や所在地、受領金額、受領年月日以外に、下記のようなことを記入する必要があります。

①その認定ＮＰＯ法人の認定年月日、認定番号
②その寄付金が、その認定ＮＰＯ法人のどのような特定非営利活動に係る事業に関連するものであるのか
③この寄付金が寄付金控除の対象となる旨（法人の場合には、特定公益増進法人の寄付に含まれる旨）※

※具体的には、「本寄附金は所得税法第 78 条該当の寄附金控除（又は法人税法第 37 条第 4 項該当の特別損金算入限度額の寄附金として損金算入）の対象となります」などの一文となります。なお、寄付金控除については、住民税の控除の対象になることもあります。例えば、東京都に主たる事務所がある認定ＮＰＯ法人であれば、都民が支出した寄付金は住民税の控除対象になりますので、都民に対して発行する領収書に「東京都の控除対象寄附金である旨」を記載するといいでしょう。
内閣府 ＮＰＯホームページ 領収書の記載例がありますのでご参照ください。

16. 支援金を受けた場合の会計処理は？

支援金を受けた場合の会計処理はどうなるでしょうか？ＮＰＯ法人会計基準に沿ってみていきたいと思います。

まず、この支援金は、入金があった時点で「**受取寄付金**」として計上します。そして、支出については、その発生した事業年度に「旅費交通費」「車両費」など、支出の形態別（どのようなことに支出したのか）に計上します。すべての支出を一括して「○○災害関係事業費」のように計上することはしません。支援用物資の購入などについては、「支援用物資購入費」のように、どのようなことに支出したのかがわかるような科目名を独自に考えていただいて構いません。金額がわずかであれば「雑費」などで処理することも考えられます。

また、震災関係の支出について、メンバーが立替払いをしており、決算までに精算がされていない場合も考えられますが、そのような場合には、その精算されていない部分も今期の決算に反映し、「**未払金**」として計上します。

また、活動計算書には、災害以外の収益や費用も計上されますので、災害関係の部分を、「注記」の「事業別損益の状況」で、「災害支援」として独立して表示すると、分かりやすいと思います。

活動計算書

Ⅰ　経常収益	
1. 受取会費	×××　支援金が入金された事業年度に計上
2. 受取寄付金	×××
・・・・・	
Ⅱ　経常費用	
1. 事業費	
（1）人件費	
・・・	
（2）その他経費	
旅費交通費	×××
車両費	×××
・・・・	

災害関係の費用が発生した事業年度に計上。すべての費用を「○○災害関係事業費」のようにまとめて計上せずに、支出の形態別に記載する

事業別損益の状況（財務諸表の注記に記載）

科　目	A事業	災害支援
Ⅰ　経常収益		
1. 受取会費	×××	
2. 受取寄付金	×××	×××
・・・・・	×××	
Ⅱ　経常費用		
・・・・・	×××	
旅費交通費	×××	×××
車両費	×××	×××

災害関係の収益、費用を「災害支援」として事業を独立して表示するとわかりやすい

災害が起こってから決算を迎えた場合には、集めた支援金がまだ活動にあまり使われていないことも考えられます。そのような場合には、決算書を見るとお金がとても余っているようにみえてしまいます。そのような場合に、どうしたらいいのでしょうか？ＮＰＯ法人会計基準では、このような場合に２つの会

計処理方法を認めています。

原則は、活動計算書上は、今期に入金があった支援金、今期に発生した費用をそのまま計上し、その上で、「注記」で「使途等が制約された寄付等の内訳」として、支援金の使途の状況を内訳表示する方法です。

もう一つは、このような支援金の重要性が高い場合には、貸借対照表の正味財産の部を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分し、活動計算書を「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分し、支援金を受け入れた場合には活動計算書の「指定正味財産増減の部」に記載し、それを使途通りに使った場合には指定正味財産から一般正味財産へ振替えるという処理をします。

なお、公益社団・財団法人は公益法人会計基準、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準を参考にしてください。

＜災害が起こってから決算期を迎えた場合で、集めた支援金があまり使われず残っている場合の会計処理＞

1．原則的な方法：注記で内訳を表示する方法

活動計算書→支援金の入金時に「受取寄付金」として収益に計上
発生時にそれぞれの科目で費用に計上

財務諸表の注記

使途等が制約された寄付等の内訳

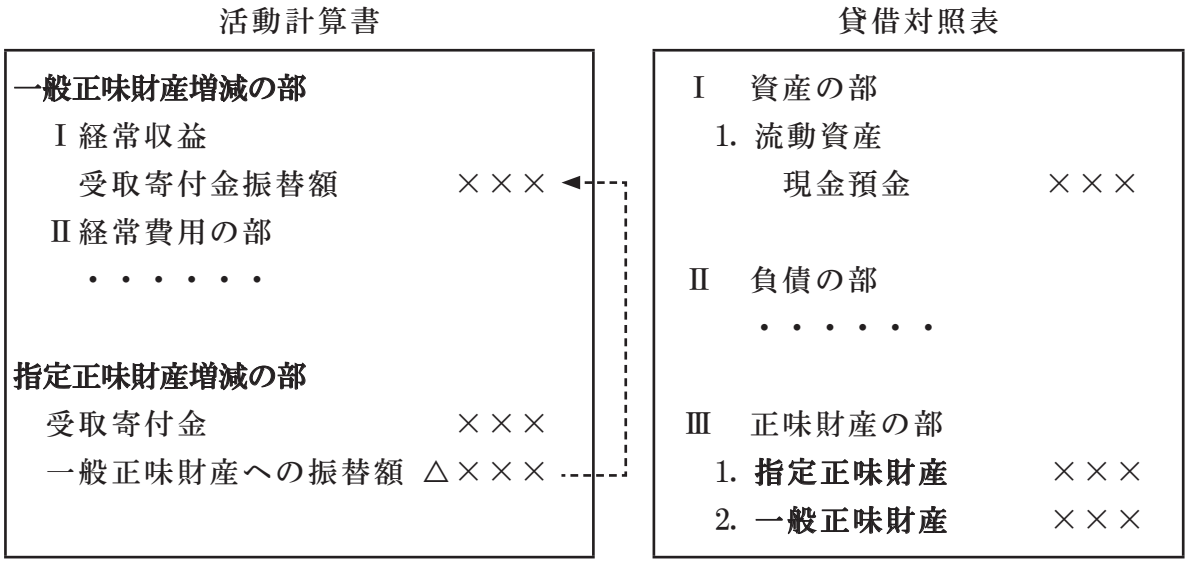
内　容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備　考
○○災害支援事業	0	×××	×××	×××	・・・

今期の災害支援金の入金額を記載

今期に使途通りに使った金額を記載

次期以降に繰越す金額を記載

2. 例外的な方法：重要性が高い場合の処理



（財務諸表の注記は省略）

＜参考資料＞

認定ＮＰＯ法人ＮＰＯ会計税務専門家ＮＷ…「義援金・支援金の会計・税務の実務（第３版）」

国税庁発行…「義援金に関する税務上の取扱いＦＡＱ」平成 28 年４月

国税庁発行…「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）」

内閣府ホームページ…「熊本県熊本地方を震源とする地震に係るＮＰＯ法Ｑ＆Ａ」

「公益認定等委員会だより（その６）」（公益認定等委員会事務局）

ＮＰＯ法人会計基準協議会…「ＮＰＯ法人会計基準（完全収録版）」八月書館

大規模災害と税理士のかかわり

大規模災害と税理士の対応と税制

～『災害税制』をめぐる税務問題～

税理士　寺門　孝彦

大規模災害と税理士のかかわり

大規模災害と税理士の対応と税制
～『災害税制』をめぐる税務問題～

駿台会計人倶楽部
税理士　寺門　孝彦

1．はじめに

平成23年3月11日午後2時46分、この日私が母方の祖母の実家から平成22年分所得税の確定申告に必要な資料を預かり、パソコンに向かい、農業所得及び不動産所得の収支内訳書を作成している最中、築40年にならんとする重量鉄骨造のわが事務所が大きく揺れた。約200件を超す申告業務の最後の仕事であったため、パソコンのスイッチをオフにして、揺れが収まるのをひたすら待った。結構長い時間だったので、外へ出てみると、近所の家々の屋根瓦が落ちたところもあり、わが事務所も鉄骨の柱の外壁が剥がれていたり、内壁にヒビが入ったりしていた。東日本大震災発生直後の埼玉県春日部市の状況である。後に震度5強であることを知ったが、わが事務所は震度6弱を示した南埼玉郡宮代町に近い。

わが事務所では、この日をもって平成22年分所得税及び消費税の確定申告業務を全て終え、事務所の被害状況を確認したところ、日常業務には支障がないことが分かった。事務所から5キロほど離れた木造の自宅は、書斎の棚の本が全部落下していたほかは、何の被害もなかった。

4月に入り、関東信越税理士会から御見舞金をいただき事務所の応急処置をしたものの、5月には全て解体することに決断した。

解体を依頼した業者の社長（私の同級生）が急死したこともあり、新事務所を隣接地に建設したのが平成24年11月に至り、解体には日数を要したが、つい先日の平成28年5月31日、ようやく全ての解体作業が終わり、更地に戻すことができた。あれから5年の歳月が流れていた。

ところで、私の事務所は若干のダメージを受けたものの、自宅は無傷であったため、平成23年分所得税の確定申告に際しては災害税制の恩恵はない、つまり雑損控除等の適用はないものと思っていた。また、関与先にも災害税制の特例を適用する事例はなかった。また、地元税務署管内においても液状化現象

により居住不可能になった住宅が存在する地域はあったものの、住宅借入金等特別控除の特例等の税務相談は一切なかった。そのため、この5年間に災害税制に対する関心は薄れていた。東日本大震災が、地震による被害にとどまらず、津波や原子力発電所の事故による被害など、従来の大規模災害の経験では対応しきれないほど多くの問題を引き起こしたにもかかわらずにである。

そんな中、平成28年4月14日、熊本地震が発生し、同年6月10日に至り政府の地震調査委員会が、30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示した「全国地震変動予測地図」の平成28年版を公表した（『産経新聞』平成28年6月11日）。これによると、都道府県庁所在地の確立は千葉市が最も高い85％で、横浜市と水戸市81％、東京都新宿区47％、静岡市68％、名古屋市45％、大阪市55％、高知市73％という高い確率を示していた。熊本地震が確立8％弱の場所で起きただけに、日本中どこでも大震災はもとより、近年は河川の氾濫や土砂災害、竜巻など大規模災害が起こる可能性は十分にあることを再認識した。私たちの生命・財産を守ることは大切であるが、来るべき時に備えて、災害時の救済・支援の税制について知悉しておくことは将来への備えとして有意義なことと思われる。

2. 東日本大震災と税理士界の対応

日本税理士会連合会（以下「日税連」という）は、阪神淡路大震災をしのぐ戦後最大の災害である東日本大震災に対して、被災者を税制面から支援する特例措置を設けるよう、税理士法に規定された「建議権」に基づき、立法府及び行政府に適宜、税制改正建議を行ってきた。

まず震災発生の翌日、平成23年3月12日付けで、関係官庁に対して「納税申告書の提出期限の延長等に関する要望書」を提出した。これによると、第1に、国税通則法第11条及び同法施行令第3条に基づき、国税に関する申告書等の期限を延長すべく要望した。第2に、本来、その災害等による損失が生じた年分の所得税を算出する上で適用できる雑損控除について、平成22年分の所得税での適用を要望した。併せて、所得税、消費税の申告期限が間近であることから、附帯税について弾力的に取り扱うよう要望した。

ついで、日税連は、同年3月23日の常務理事会において緊急対策本部を立ち上げ、関係官庁及び被災税理士会等と緊密に連携を図りつつ、税理士の専門性を活かしながら、様々な支援活動を展開することを確認した。その上で、

同年3月29日付けで、「東北地方太平洋沖地震に関連する要望事項」を決定した。これによると、まず第1に申告期限の1年以上の延長である。第2に、控除しきれなかった雑損控除額について、繰越控除機関（現行3年）を5年間延長するか、前年以前3年間の繰戻し還付の選択を認めること。第3に、貸倒損失・貸倒引当金の認識方法・計上時期について、災害の実態に即した弾力的な措置を設けること。第4に、災害に伴う原状回復費（復旧費）について、原則、雑損控除または必要経費（損金）算入を認めること。第5に、被災事業用資産等の買換えに係る課税の繰延割合は100％とすること。第6に、相続関連について、被災地の資産につき、課税価格に算入すべき金額を軽減し、小規模宅地等に係る課税価格の計算特例を弾力的に運用する（継続居住要件など）こと。第7に、地方税について、被災資産に係る固定資産税の賦課期日を延長し、さらに平成23年1月1日に滅失があったものとみなす減免措置を設けること。以上、要望した。

さらに、日税連は、平成23年7月、同年3月29日に公表した要望事項に加え、「東日本大震災に関する税制改正要望」を公表した。これによると、第1に、被災者が税制上の支援措置を受ける場合の手続き等の簡便化を要望した。第2に、法人が被災者を雇用し、その者の家賃等の補助をした場合、その経済的利益に対する軽減または非課税措置を要望した。第3に、復興に要する膨大な費用に鑑み、寄付金や義援金の継続的な拠出を奨励すべく、寄付金税制の見直しを要望した。第4に、法人が、被災した取引先に対して支出する見舞金は、交際費等に該当せず損金算入されるのと同様、その取引先の役員または従業員への見舞金も交際費等以外の費用として取り扱うべきことを要望した。第5に、空室の社宅や遊休保養施設を避難所や居住施設として提供した場合、割増償却を行う等の特例措置を設けるべきとを要望した。第6に、例えば、原発事故により避難を余儀なくされ、長期間にわたり地元に戻れない者を雇用した場合には、雇用促進税額控除制度の割増等を行うよう要望した。第7に、住宅取得のため被災者が親族等から受ける贈与について、受贈者・贈与者の要件を緩和し、非課税枠を大幅に拡充すべきことを要望した。第8に、被災地域に対して「ふるさと納税」を活用した寄付を行う場合、5,000円の控除額を撤廃し、全額控除を認めるべきことを要望した。第9に、原発事故による被害については、税制面で支援可能なものを対応すべきことを要望した。

このほか、税理士界として、被災地における無料税務相談会や電話による無料税務相談等を実施した。

以上の記述は、日税連ホームページ（http://www.nichizeiren.or.jp/shinsai/）を参照した。

3. 東日本大震災と関係省庁の対応

東日本大震災の発生直後から、各関係省庁において大震災に対する各種の税制上の措置が検討され、翌日から各種の措置が公表された。具体的には、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」及び「地方税の一部を改正する法律」が成立・施行され、国税庁からは、申告・納付の期限延長の措置、義援金の取り扱い、各種の通達・情報・質疑応答・パンフレット等が公表された。かかる措置には、平成７年の阪神淡路大震災の時の措置が拡充されたものや、当時にはなかったものもある。また、既存の法令や通達にも災害等に対処するための規定がある。ここでは、それらを時系列的に整理してみたい。

まず、震災発生の翌日３月12日、野田財務大臣は記者会見で国税に関する申告・納付等の期限を延長する旨を表明した。これを受けて、国税庁は「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について」を公表した。次いで３月14日、国税庁は「交通手段や通信手段の遮断又はライフラインの遮断による申告・納付等の延長について（東北地方太平洋沖地震関係）」を公表し、翌15日には、国税庁告示第８号により指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）を公表した。４月８日には、国税庁が「災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いＦＡＱ」及び「災害に関する相続税及び贈与税の取扱いＦＡＱ」を公表し、さらに４月20日には、「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて（法令解釈通達）」及び「東日本大震災関係諸費用（災害損失特別勘定など）に関する法人税の取扱いに係る質疑応答事例」を公表した。そして、平成23年４月27日、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」と「地方税法の一部を改正する法律」が成立し、同日に公布・施行された。これに伴い、同日付で「東日本大震災により被害を受けた場合の所得税の取扱い（情報）」、「東日本大震災に係る雑損控除の適用における『損失額の合理的な計算方法』について（指示）」、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について（法令解釈通達）」、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の特例に関する法律

の施行に伴う自動車重量税及び印紙税の取扱いについて（法令解釈通達）」、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う消費税の取扱いについて（法令解釈通達）」、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について（法令解釈通達）」、「東日本大震災により被害を受けた場合の相続税・贈与税・譲渡所得・登録免許税の取扱いについて（情報）」が公表された。

以上により、東日本大震災の災害税制として、法令、通達、指示、情報等はほぼ整備されるに至った（上西左大信編著『早わかり　東日本大震災対応する税務』税務経理協会、平成 23 年 7 月、 1 ～ 11 頁参照）。

4.「災害税制」の概要

東日本大震災は戦後最大の災害であり、税制による最大限の支援が期待される中、阪神淡路大震災以来の震災特例法が制定され、被災地の各市町村で災害減免条例も制定された。また、平成 23 年 4 月 27 日付けで国税庁の指示文書「東日本大震災に係る雑損控除の適用における『損失額の合理的な計算方法』について」により、住宅や家財の時価及び被害額が簡易計算できることとされ、従来の雑損控除と災害減免法を加え、特例措置が整った。

東日本大震災では、雑損控除、災害減免法、災害減免条例、震災特例法及び国税庁通達に基づく方法から選択又は併用して申告することができるが、これら現行の災害税制の概要は次のとおりである。

(1) 災害減免法

災害減免法は所得税などの国税の減免を規定しており、住宅や家財の損害金額がその時価の 2 分の 1 以上で、かつ災害にあった年の所得金額の合計額が 1,000 万円以下で、雑損控除を受けない場合に所得税は軽減または免除される。減免税額は、合計所得金額が 500 万円以下のときは所得税を全額免除し、500 万円を超え 750 万円以下の者 2 分の 1 を軽減し、750 万円を超え 1,000 万円以下の者については 4 分の 1 を軽減するが、損失の繰越控除はできず、翌年以降の所得税額には影響を及ぼさない制度である（災害減免法第 2 条、災害減免法政令第 1 条）。

災害減免法では住宅又は家財のみが対象で、更に損害金額が住宅又は

家財の価額の２分の１以上という厳しい要件が付されている（災害減免法第１条、災害減免法政令第１条）。一方、雑損控除では生活に通常必要な資産に限られるが、総所得金額等の10％を超える損害は対象となるので、災害減免法により適用対象は拡大されており、損失は翌年以後３年間繰り越すこともできる（所得税法第72条）。

災害によって住宅や家財に被害を受けたときは、災害減免法または雑損控除のいずれか有利な方を選択して、所得税の全部又は一部を軽減することができる。また、地方税にも所得税法と同様の雑損控除の特例と地方税独自の災害減免条例があり、被災者はこれらの特例から有利なものを選択又は連続して適用できる。

(2) 所得税の雑損控除

所得税の雑損控除は、居住者又はその者と生計を一にする配偶者等の有する住宅家財等の生活に通常必要な資産について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合には、その災害等により損失の生じた年分の所得税の計算上、次の算式により計算した金額のいずれか多い方の金額を総所得金額等から所得控除でき、その年に控除不足がある場合は翌年以降３年間更に繰越控除できる（所得税法第72条）。

イ　（災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－（総所得金額等×10％）

ロ　災害関連支出の金額　－５万円

災害関連支出とは、滅失等した住宅等の取壊し又は除却費用、災害後１年以内（大規模な災害では３年以内）の土砂や障害物の除却費用、住宅家財等の原状回復費や損壊等の防止費用、被害の拡大又は発生を防止するための緊急な支出などである（所得税法施行令第206条）。

(3) 地方税の雑損控除と災害減免条例

地方税には、所得税と同様の雑損控除と地方税独自の災害減免条例が設けられている。個人住民税の雑損控除は所得税と控除額の計算方法に違いはないが、所得税と個人住民税とでは基礎控除や扶養控除額が異なるため雑損控除額も一致せず、税率も異なるため所得税の減免税額とは

一致しない（地方税法 314 の２①、取扱通達（市）２章 18)。

災害減免条例は、地方税法第 323 条（市町村税の減免）に「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村税の減免を必要とすると認めるものに限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村税を減免することができる。」との規定に基づき、各市町村が災害などの特別の事情があるときには個々に条例を定めて住民税を免除するものである。

災害減免条例による減免は、天災のほか貧困、その他特別の事情ある場合が対象となっており、災害減免法よりも対象者が広く、災害以外の特殊事情についても市町村が自主的な判断で救済措置を講ずることができる。とはいえ、被害市町村がそれぞれ財政状況に左右されて減免率等に大きな食い違いが生ずるような条例を制定することは、住民の税負担の均衡等によりしても好ましいことではないし、災害に伴う減免要求等に押され、ややもするとその財政事情を無視して減免を競う傾向も見受けられるので、国は自治省通達で条例作成案を示しているが、各市町村では独自の条例が設けられており、全国統一されてはいない。

東日本大震災の被災地では、災害の凄まじさから独自の条例が設けられており、宮古市では「長期避難世帯」も全壊と同様の全額免除としているほか、給与所得や不動産所得等が減少した場合も特例対象としている（平成 23 年 6 月 28 日宮古市条例第 14 号「東日本大震災の被害者に対する市税の減免に関する条例」)。福島市は、被害の割合「30％以上 50％未満」を「20％以上 50％未満」に拡大するなど被災地の実情に応じた条例を設けており（平成 23 年 4 月 26 日福島市条例第 10 号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例」）、全国一律ではない。

阪神淡路大震災では、兵庫県と神戸市が独自に所得基準を 600 万円以下から 1,000 万円以下に引き下げ、被害の程度も災害減免法の５割以上から３割以上に引き下げるなど住民税の減免条件を大幅に引き下げた（『日本経済新聞』平成７年２月 14 日号)。

(4) 震災特例法

東日本大震災では、阪神淡路大震災以来となる二度目の震災特例法が制定された。

災害減免法、雑損控除や事業所得の災害損失を前年分で申告でき、被

災者向け優良賃貸住宅の割増償却、被災事業用資産の代替資産等の特別償却などのほか、東日本大震災では、損失の繰越控除の期間が3年間から5年間に延長、震災関連寄付金の限度額の拡充、復興特別区域に係る特例として、被災者等を雇用した場合の税額控除、復興居住区域での被災者向け優良賃貸住宅建物の割増償却又は税額控除などが創設された。

特例を個々に比較すると、阪神淡路大震災の旧震災特例法は被災者救済や復興住宅建設が中心で、東日本大震災の震災特例法は、阪神淡路大震災ではなかった被災者復興のための特例が増えており、全く性質の異なる特別措置法になっている。

(5) 災害通達

災害通達は、大災害時に多数の被災者の申告時の混乱を避け、被災者の便宜を図るために国税当局が公表しているもので、雑損控除、事業所得等及び山林所得の取扱いに関するものがある。

雑損控除に関する災害通達は、昭和34年の伊勢湾台風以来、大災害の都度公表されている。雑損控除を申告するためには、住宅や家財等の損失額を個々に計算しなければならないが、実際に家族が被災前に有していた財産の明細を作成し、その損失額を時価基準で算定し、証明することは容易なことではない。そこで、災害通達によって、建物や家財の被災額を簡便な方法で算出できる簡易計算の方法を公表しており、阪神淡路大震災では被災者の約8割が災害通達て定めた簡易計算に基づき雑損控除の申告を行い、東日本大震災でも大部分の被災者は、被害損失額等を災害通達の簡易計算に基づき申告している。

事業所得等の災害通達は、昭和39年の新潟地震、昭和42年の西日本干害、昭和43年の十勝沖地震、昭和46年の台風第25号等の大規模災害時に事業所得、不動産所得及び農業所得などに関する特例的取り扱いを認め、阪神淡路大震災及び東日本大震災でも公表された。

三立所得の災害通達は、被災山林の時価や植林から数十年間の必要経費の実績額を明らかにすることはこんなんであるから、課税当局は被災者の便宜を図るため山林の標準取得原価を定めて公表している。

これらの災害通達は、課税当局と被災者とのトラブルや訴訟の発生を防止し、課税庁及び納税者双方の負担とコストを軽減することを目的としている。しかし、災害の原因と規模に応じて国税当局が独自の基準で

設けているので、どのような災害の時に通達は公表され、どのような基準になるのか全く予測できず、その各計数の根拠も説明されていない。また、所得税の本則規定の例外として、被災者にとって有利な特例が数多く設けられているため、通達の公表されなかった災害時の被災者は不利な取扱いを受けることにもなるため、その位置づけに問題がないとはいえない。

【参考文献】

増山裕一著『災害税制の研究　米国災害税を含めて東日本大震災までを振り返る』
実務出版　平成 28 年 2 月刊

大規模災害と社会保険労務士のかかわり

大規模災害時の被災者と社会保険給付

～遺族年金に焦点を当てて～

社会保険労務士　高橋　謙一

大規模災害と社会保険労務士のかかわり

大規模災害時の被災者と社会保険給付
～遺族年金に焦点を当てて～

社会保険労務士会駿台会
社会保険労務士　高橋　謙一

1. 大規模災害時の社会保険

(1) 大規模災害時の状況

大規模災害時には、生活に重大な支障をもたらす以下の様な被害が発生する。

●怪我、病気の悪化等の身体的被害および稼得能力喪失による経済的被害
●死亡、行方不明の生命に係わる被害
●家屋の倒壊等、衣食住に係わる被害
●倒産や事業停止等に伴う休職、失業その他職業に係わる被害
●その他企業の内定取り消し、進学困難等将来設計に関する被害

(2) 社会保険給付の必要性

社会保険（労働保険を含む）は、我が国における社会保障の中核を為す制度であり、国民生活の安定を相互扶助の精神により、実現する制度である。したがって、大規模災害時の様に、国民生活に大きな支障を来たす事象が生じた場合には、社会保険による保障は平時以上に大きな意義を持ち、被災者個々の生活ひいては、被災地全体を支えるための重要な足がかりとして機能する。

2. 大規模災害による被害と対応する主な社会保険給付

被害の内容（保険事故）に対して社会保険では幅広い給付制度があり、身体的被害、生命に係わる被害、職業に係わる被害等について以下の様な給付制度がある。

社会保険制度とは、主に会社員が加入する雇用保険・健康保険・厚生年金、公務員が加入する共済組合、自営業者が加入する国民健康保険・国民年金、また75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度などがあり、給付内容は、制度により異なるが、ここでは主要なものだけを列挙する。

(1) 身体的被害および経済的被害に対する社会保険給付

①怪我・病気

療養の給付

・・・病院窓口の自己負担軽減

傷病手当金（健康保険）

②障害

障害年金（国民年金、厚生年金、共済年金）

・・・障害等級に応じた年金支給

③入院時その他

高額療養費

・・・一月ごと医療費の自己負担額が高額になった場合、その負担額の一部を保険給付として支給する

(2) 生命に係わる被害に対する社会保険給付

遺族年金（国民年金、厚生年金、共済年金）

埋葬に関する給付

(3) 職業に係わる被害に対する社会保険給付

①失業等給付（雇用保険）

②雇用調整助成金（雇用保険）

・・・事業の縮小を余儀なくされた場合、一時的に従業員の休業・出向等をさせ、雇用の継続を維持した事業主に支給される

3. 被災者と遺族年金

上記の大震災時の被害の中でも、被災者の精神的、経済的損害の最たるものは生命に係わる被害であり、遺族年金は大規模災害による死亡者、行方不明者（以下、死亡者等）の家族にとってその生活を支える最も重要な社会保険給付の一つである。

遺族年金は2階建ての構造である。1階部分は全制度共通の遺族基礎年金である。2階部分は、被用者年金加入者対象の遺族厚生年金と遺族共済年金である。平成27年10月に被用者年金が一元化されたことで、共済年金の名称は存在するが、手続きは厚生年金に統合されており今回は割愛する。また、国民年金の独自の制度である寡婦年金・死亡一時金については、今回は紙面の都合で割愛する。

大規模災害時に遺族年金を受給するにあたっては、いくつかの特殊な状況がある。

(1) 死亡の証明

「死亡」に関しては大規模災害時には平時には起こり難い特殊なケースが生じる。それは、例えば津波被害、災害時の混乱等により行方不明となり生死の確認がとれないケース、市区町村の機能麻痺により死亡に係わる証明書が発行されないケースである。

①国民年金法、厚生年金保険法の限界

行方不明などの生死の確認が取れないケースについて、国民年金法、厚生年金保険法では死亡推定の規定がある（国民年金法第18条の2、厚生年金保険法第59条の2）。しかし、当該規定は船舶遭難、航空機墜落にのみ適用されるため大震災に生じ得る特殊なケースには適用がない。

②認定死亡と失踪宣告の限界

生死の確認がとれないことに関する法定死の規定は、国民年金法、厚生年金保険法の他に、認定死亡（戸籍法89条）と失踪宣告（民法30条）がある。しかし、このどちらも大規模災害時に対応できる運用、制度とはなっていない。

まず、認定死亡については、各市区町村の対応が非常に慎重であり、例

えば山岳遭難の場合なども実務的には認定死亡ではなく、家庭裁判所の特別失踪（民法 30 条 2 項）で処理する事が非常に多いと言われる。人の死亡の認定という重大決定について、市区町村が慎重な対応を取ることには相応の理由があるが、これでは大規模災害時の被災者数が膨大であることや事情の精査が困難な状況を想定した時、尚更当該認定が積極的に行われることは期待できない。また、東日本大震災において、行方不明者の家族が認定死亡の申請に必要となる報告書を海上保安庁に依頼したが、海上保安本部がこのような市区町村の対応を把握してか認定死亡ではなく、失踪宣告（民法）で行うよう勧めたという事例がある（特別法、特別措置施行前）。

一方、失踪宣告についても、特別失踪（民法 30 条 2 項）を家庭裁判所に申し立てた場合、1 年経過後に大規模災害の危難が去った時に、遡って死亡とみなされるため、遺族年金の支給申請等生活に係わる手続きの迅速な対応に支障を来たすという問題がある。

③大震災特別法、特別措置による対応と両者の違い

そこで特に東日本大震災においては、死亡の取り扱いについて「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（以下、大震災特別法）と戸籍法 86 条 3 項の特別措置が施行され、早期の遺族年金の申請の道が開かれることとなった。政府による同様の取り扱いの実施時期は、大規模災害発生の時点からはタイムラグがあるため、今後大規模災害が起こった場合に遺族年金手続きの相談や、サポートを行う際は震災後の政府の対応を注視しなければならない。

さて、大震災特別法と戸籍法の特別措置の内容について、大震災特別法による死亡の推定は、物的証拠を必要とせず、家族等の証言に基づき「生死が 3 ヶ月間わからない場合」死亡したと推定するものであり、当該死亡推定は年金事務所における社会保険手続きについてのみ効力を有する。

また、戸籍法 86 条 3 の特別措置とは、死亡診断書等を伴わない例外的な死亡の届出手続きの簡素化である。同規定は診断書等の死亡を証明する書類を得ることが出来ない場合に死亡の届出の例外を定めたものであるが、実務上はその例外の手続きに煩雑な手続きが求められ、適用が極めて困難であった。当該特別措置は、これら煩雑な手続きを簡素化し迅速な対応を図るものであった。

大震災特別法と戸籍法 86 条 3 の特別措置は、どちらの制度を用いても遺

族年金の支給申請を可能とするものであるが、大震災特別法における死亡の推定は、社会保険関係のみに効力があり、戸籍法 86 条 3 の特別措置による死亡の推定は戸籍の死亡記載を伴い、全ての法律関係において推定の効力がある。したがって、東日本大震災における政府の対応が、今後起こり得る大規模災害時にも同様ならば、大規模災害時に社会保険給付の迅速な申請や、市区町村の機能が麻痺している場合等においては、大震災特別法による死亡推定（手続き先は年金事務所）、遺族年金以外の法律関係も視野に入れたアドバイスには戸籍法の特別措置を用いることが適当と考えられる。

(2) 受給要件の確認

被保険者の死亡が法的に認められることを前提として、支給申請手続きが行われるが、大規模災害時には通常申請に必要な書類の収集が困難である場合がある。そこで以下遺族年金の受給要件に触れた上で大規模災害時の遺族年金支給申請手続きの留意点について言及する。

①遺族基礎年金の受給要件

A　支給対象（死亡者等側の要件）

1）保険料納付済期間と免除期間が 20 歳以降の期間の 2/3 以上ある被保険者である者※

2）保険料納付済期間と免除期間が 20 歳以降の期間の 2/3 以上ある被保険者であったもので 60 歳以上 65 歳までの国内に住所を有する者※

3）老齢基礎年金の受給権者

4）老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者

※死亡日等が平成 38 年 4 月 1 日前にある場合は、死亡日等の日において 65 歳未満であり、かつ、死亡日等の前日において死亡日等の属する月の前々月までの 1 年間

B　受給権者（受給する側の要件）

1）死亡者等によって生計を維持された（年収 850 万円未満）の妻または夫で（事実婚含む）かつ２）で掲げる子と生計を同じくする者

2）18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある未婚の子又は 20 歳未満であって障害等級に該当する状態にある未婚の子。被保

険者等が死亡後に生まれた子も含まれる。ただし、死亡者等の実子・養子に限る。配偶者の連れ子、里子、未認知の子は含まない。

②遺族厚生年金の受給要件

A　支給対象（死亡者等側の要件）

1）保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合わせて25年※以上あり、かつ厚生年金の被保険者期間を1月以上有している被保険者で死亡した者、または被保険者の資格を喪失した後に被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡した者

2）障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

3）老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が、死亡したとき

※平成29年4月1日以降（消費税が10％に設定された場合）は、25年を10年と読み替える。

B　受給権者（受給する側の要件）

1）配偶者（事実婚も含む）、子、父母、孫又は祖父母であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって、生計を維持された者（年収850万円未満である者）

ただし遺族厚生年金のみを請求する場合、夫、父母又は祖父母については死亡時に55歳以上であること、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、または20歳未満で障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないことが要件となる。

夫が遺族基礎年金も受給する場合（18歳年度末迄の子がいる場合等）は、55歳未満であっても遺族厚生年金を受給できる。

（3）大規模災害時の遺族年金支給申請手続きの留意点

①通常の支給申請手続き

遺族年金支給申請に際しては上記受給要件を確認するため、以下の添付書類が必要となる。

1）戸籍謄本
2）住民票（年金用に世帯全員が記載されたもの）
3）配偶者の所得証明書（遺族厚生年金中高齢寡婦加算用）
4）その他、第三者の証明や別途申立書が必要になる場合もある。

②大規模災害時の書類対応

大規模災害時には当該添付書類を揃えることが困難な場合がある。その場合の年金事務所の対応として、東日本大震災時においては以下の取り扱いが行われた。

1）戸籍謄本の添付が困難な場合
運転免許証等の身分が確認できるもの及び第三者の証明書で代用
2）住民票（年金用に世帯全員が記載されたもの）の添付が困難な場合
運転免許証等の身分が確認できるもの及び第三者の証明書で代用
3）所得証明書の添付が困難な場合
同意書を提出し後日取得できた段階で提出する（石巻年金事務所の対応）
4）死亡を証明するもの
大震災特別法に基づき死亡を推定する場合は、年金事務所に対して当該法律に則った家族の証言書類等を提出する。
また、戸籍法 86 条 3 項の特別措置に基づく死亡の推定を行う場合は、市区町村役場において手続きをした上で除籍謄本等死亡を証明する書類を添付する。

4. 総括

大規模震災時においては、被災者の生活保障をはじめとする種々の社会保険給付が重要な役割を担うこととなる。今回、特に遺族年金について掘り下げて述べたが、大規模災害時の社会保険給付の申請は、平時以上に多くの段階を踏む必要があり複雑になる傾向がある。

しかし、今後大規模災害が起こった場合の政府の対応が、過去の大規模災害時の対応を前例とすると想定するならば、現時点で過去の取り扱いを振り返り整理しておくことは、今後の備えとして適切かつ有効なものであると考える。

大規模災害と司法書士のかかわり

被災者への支援制度について

司法書士　熊谷　健太

大規模災害と司法書士のかかわり

被災者への支援制度について

明治大学司法書士倶楽部
司法書士　熊谷　健太

Ⅰ　被災者への支援

1　大規模災害と支援制度

私たちの住む日本は地震や台風などの自然災害が極めて多い国であり、過去10年を振り返って見ても、平成19年7月の新潟中越沖地震、平成23年3月の東日本大震災、平成24年5月の茨城県・栃木県における竜巻災害、平成25年10月の伊豆大島豪雨災害、平成26年8月の広島豪雨災害、平成28年4月の熊本大分地震が発生しており、その度に甚大な物的・人的被害が発生している。

被災者への支援制度は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給される災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金（貸付）や、被災者生活再建支援制度（給付)、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度（融資)、地方税・国税の軽減猶予措置、国民健康保険料等の減免猶予措置、生活保護、被災した企業が倒産した場合における未払い賃金立替払制度等、数多くある。

今回の研修テーマは「大規模災害と士業の関わり」であることから、司法書士の立場から被災者支援を行うにあたり実務上多く取り扱ってきた諸問題について実例を交えて記述したい。

2　土地の権利証紛失問題

地震や津波により家屋が滅失してしまったとき、被災者の多くは所有する土地・建物の登記済証または登記識別情報通知（以下、「権利証」という。）も紛失してしまっている。権利証を紛失したとしても、不動産の所有権を失うことは無いが、権利証と印鑑証明書の発行に必要な印鑑カードも同時に紛失してしまったときは、権利証と印鑑証明書を悪用して不正な登記がなされてしまうことも考えられることから、権利証等を紛失してしまった際「①直ちに行うべき手続き　②権利証が無い場合の不動産取引」について解説する。

①直ちに行うべき手続き

・不正登記防止申出

不動産の所有者は、所有者になりすまして登記申請がされるおそれがあるときは、管轄の法務局に対し不正登記防止申出をすることができる（不登準則第33条1項）。申出の前提として、管轄の警察署に対し遺失届または被害届を提出することが望ましいが、緊急を要する場合には遺失届等が無くとも受理される。不正登記防止申出は、原則、所有者本人が管轄の法務局に出頭し、法務局備付の申出書（資料1-1）に必要事項を記入し、実印を押印して所有者本人の印鑑証明書を添付する。

所有者から申出を受けた後3か月以内に申出の対象不動産につき登記の申請があった場合は、登記官は申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があるものとして、申請人またはその代表者若しくは代理人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない（不登法第24条）とされ、同時に申出人に法務局から速やかに登記の申請があった旨の通知が届く（不登準則第35条8項）。

登記官の調査の結果、なりすましの登記申請であることが明らかとなった場合は、当該申請は却下される（不登法第24条）。

この申出の弱点は、申出の有効期間は3か月間であり、具体的な不安が続くようであれば、3か月ごとに再申出を繰り返す必要があり、申出があったとしても登記官の調査の結果、申請人に申請権限があると認められたときは登記が受理されてしまうため、完全に不正登記を防ぐことはできない点にある。

従って、この申出をする不動産の所有者は、後述の登記識別情報の失効の申出と、所有者が個人の場合は市区町村役場で印鑑登録の改印届出、法人の場合は法務局で改印届出も同時に検討すべきである。

なお、東日本大震災においては法務省民事局通達（平成23年4月14日民二・民商第962号）により、以下の特別措置が定められた（資料1-2）。

ⅰ　申出は避難先の最寄りの法務局に出頭してすることができるものとする。

ⅱ　申出を受けた出頭先の法務局の登記官は、不動産を管轄する法務局に申出書等をＦＡＸで送付するものとする。

ⅲ　申出の有効期間を3か月から6か月に伸長する。

iv　市区町村役場が被災したことにより、印鑑証明書の交付ができないときは、印鑑証明書の添付を省略することができる。

資料1-1(1)

別記第５３号（第３５条第２項関係）

不正登記防止申出書

申出年月日	平成　　年　　月　　日	申出番号	
申出人の表示	住　所 氏　名　　㊞ □ 登記名義人　□ 相続人　□ その他（　　） 連絡先（自宅・携帯・勤務先） （　　）　　―		
代理人の表示	住　所 代理資格 氏　名　　㊞ 連絡先（自宅・携帯・勤務先） （　　）　　―		
委任による代理人による理由	別添委任状に記載した理由により，申請人が登記所に出頭できない。		

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号
1□土地 2□建物				
3□土地 4□建物				
5□土地 6□建物				

申出の事由	平成　　年　　月　　日ころ，所有者（登記名義人）　　の が，①盗難にあった　②不正に交付された　③その他（　　）ため，不正な登記の申請がされるおそれがあるので，上記不動産に対して登記の申請があった場合は，連絡願います。
被害届・告訴の有無等	□ 有　（平成　　年　　月　　日 被害届・告訴　　警察署） □ 無
対応期間	申出の日から３か月（平成　　年　　月　　日まで）

上記のとおり申出します。

法務局（地方法務局）　支局 / 出張所　御中

資料1-1(2)

（継続用紙）

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地　番	家屋番号
7 □土地 8 □建物				
9 □土地 10 □建物				
11 □土地 12 □建物				
13 □土地 14 □建物				
15 □土地 16 □建物				
17 □土地 18 □建物				
19 □土地 20 □建物				
21 □土地 22 □建物				
23 □土地 24 □建物				
25 □土地 26 □建物				
27 □土地 28 □建物				
29 □土地 30 □建物				

資料1-2（1）

別紙様式１

不正登記防止申出書（特別措置）

申出年月日	平成　　年　　月　　日	申出番号（出頭登記所） （管轄登記所）	----------
申出人の表示	住　所 氏　名　　㊞ □ 登記名義人　□ 相続人　□ その他（　　） 連絡先（自宅・携帯・避難先・勤務先） （　　）　　―		
代理人（委任による代理人を除く。）の表示	住　所 代理資格 氏　名　　㊞ 連絡先（自宅・携帯・避難先・勤務先） （　　）　　―		
避難場所	名　称 所　在		

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地番	家屋番号
１□土地 ２□建物				
３□土地 ４□建物				

申出の事由	平成　　年　　月　　日ころ，所有者（登記名義人）　　の が，①震災により紛失し，又は紛失したおそれがある ②盗難にあった　③不正に交付された　④その他（　　） ため，不正な登記の申請がされるおそれがあるので，上記不動産に対して登記の申請があった場合は，連絡願います。
被害届・告訴の有無等	□ 有　（平成　　年　　月　　日 被害届・告訴　　警察署） □ 無
対応期間	申出の日から６か月（平成　　年　　月　　日まで）

上記のとおり申出します。

（出頭登記所）　　法務局（地方法務局）　　支局
出張所

（管轄登記所）　　法務局（地方法務局）　　支局
出張所

御中

資料1-2（2）

別紙様式１

（継続用紙）

種別	市・区・郡・町・村	大字・字	地　番	家屋番号
5 □土地 6 □建物				
7 □土地 8 □建物				
9 □土地 10 □建物				
11 □土地 12 □建物				
13 □土地 14 □建物				
15 □土地 16 □建物				
17 □土地 18 □建物				
19 □土地 20 □建物				
21 □土地 22 □建物				
23 □土地 24 □建物				
25 □土地 26 □建物				
27 □土地 38 □建物				
29 □土地 30 □建物				

・登記識別情報の失効の申出

登記識別情報とは登記済証に代わる情報であり、不動産の登記名義人ごとに割り振られる12桁の英数字で構成された暗証番号のようなものである。この登記識別情報に加えて不動産所在事項及び不動産番号・申請の受付の年月日及び受付番号又は順位番号等・登記の目的・登記名義人の氏名又は名称及び住所を記載した書類を「登記識別情報通知」といい、通常、登記識別情報は覗き見防止のため目隠しシール等で封印されている{資料2-1(旧様式)、2-2（新様式)}

登記名義人又はその相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、通知を受けた登記識別情報について失効の申出をすることができる（不登規則第65条)。

失効の申出により、登記識別情報は直ちに失効するため、登記識別情報を悪用した申請は現実的に不可能となる。

但し、一度失効した登記識別情報は再発行出来ないことから、後日登記識別情報通知が発見されても、当該登記識別情報を使用しての登記申請は出来ない。（※1）

紛失した権利証が登記済証なのか登記識別情報通知なのか分からない時は、不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の権利部（甲区）に記載された所有権取得時の登記に係る受付年月日を確認し、それが管轄の法務局がオンライン指定庁になった後の日付であれば、登記識別情報通知を紛失したことになる。（※2）

なお、旧来の権利証である登記済証には、失効の申出の制度自体が存在しない。

（※1）登記識別情報通知が存在していても､失効している可能性があるため、決済に立ち会う司法書士は登記識別情報通知が現在失効していないか、事前に法務局に照会をかけるのが通常である。

（※2）法務局のオンライン化は平成17年3月以降随時開始され、現在は日本全国すべての法務局がオンライン指定庁になっている。

資料2-1

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】
堺市堺区永代町一丁１番２の土地

【不動産番号】
１２０１０００３３８９０３
【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】
平成２７年１月１４日受付　第４３号
【登記の目的】
所有権移転
【登記名義人】
堺市堺区永代町一丁１００番地
法務花子

（以下余白）

見　本

＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

記

登記識別情報

6P7−DKJ−7CE−67G

平成２７年１月１４日
大阪法務局堺支局
登記官　堺　登　記　官　一　郎

みほん 電子公印

資料2-2

登記識別情報通知

次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】
大阪市中央区上町一丁目４番８の土地

【不動産番号】
１２０００００９９５９５
【受付年月日・受付番号（又は順位番号）】
平成２７年１月１５日受付　第７３号
【登記の目的】
所有権移転
【登記名義人】
大阪市中央区上町一丁目１００番地
法務花子

（以下余白）

見　本

＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

平成２７年１月１６日
大阪法務局
登記官　大　阪　登　記　官　一　郎

みほん
電子
公印

記
登　記　識　別　情　報

4	4	A	T	3	W	P	3	7	X	C	N

②権利証が無い場合の不動産取引

・事前通知

不動産の所有者が登記申請をするにあたり、登記済証を紛失したり、登記識別情報を失効等の理由で提供することが出来ないときは、事前通知を利用することができる。

事前通知とは、登記によって直接不利益を受ける者（以下、「登記義務者」という。）が権利証を提出出来ない正当な理由がある場合に限り、登記官から登記義務者に対して、当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると考える場合には一定の期間内（原則、登記官が通知を発送してから２週間以内）にその旨の申出をすべき旨を通知する制度である（不登法第 23 条１項）。登記官から登記義務者に発せられる通知は本人受取限定郵便によって行われる（資料 3-1）。

また、当該登記申請の受付より３か月以内に登記義務者が住所変更登記を申請しているときは、前住所に対しても通知が発せられる（不登法第 23 条２項）。これは、第三者が勝手に真の所有者の住民票を他の住所に移して印鑑証明書を不正取得し、所有者になりすまして勝手に売却してしまうことを防ぐ予防的措置である。

一定の期間内に現住所に発せられた通知に対する登記義務者からの登記内容に間違いない旨の申出が無かった場合、または申出に押印した実印の印影が印鑑証明書の印影と相違する場合は、登記の申請は却下される（不登法第 25 条 10 項）（※３）。

そのため、不動産の売買や担保権の設定といった多額の現金が動く取引においては、故意または過失によって登記義務者が事前通知に対する適切な申出をしない（申出の失念・印影の相違等）ことによる登記申請の却下のリスクもあるため、資格者代理人が関与する不動産の売買や担保権の設定等においては、取引の安全のためこの制度はあまり利用されていない（※４）。

そこで、事前通知制度利用の例外として「①資格者代理人による本人確認情報の提供制度②公証人による認証の制度」がある。

（※3）平成 28 年に発生した熊本地震においては、被災地に住所を有する者が事前通知に係る申出の対象者になっている場合、２週間以内に申出の返送が無くとも当面処理を留保する柔軟な事務運用がなされたため、今後発生する災害の被災地においても同様の措置が

とられる可能性がある。

（※4）事前通知は、親族間の不動産贈与による所有権移転登記や金融機関が設定した住宅ローン等の抵当権の抹消登記などで活用されている。

資料 3-1

文書第　　号
平成２８年○月○日

売　主　太　郎　　殿

東京都○○区◆◆○丁目○番○号
東京法務局○○出張所
登記官　　登　記　太　郎　　印

下記のとおり登記の申請がありましたので，不動産登記法第２３条第１項の規定に基づき，この申請の内容が真実かどうかお尋ねします。

申請の内容が真実である場合には，この書面の「回答欄」に氏名を記載し，申請書または委任状に押印したものと同一の印を押印して　　月　　日までに，登記所に持参し，または返送してください。

記

登記の申請の内容

（１）不動産所在事項及び不動産番号
　　○○区◆◆○丁目○番地○
（２）登記の目的　所有権移転
（３）受付番号　　平成２８年○月○日第１２３４５号
（４）登記原因　　平成２８年○月○日売買
（５）申 請 人　　権利者　買主太郎
　　義務者　売主太郎
（６）通知番号　　＃＃＃＃＃＃＃

事前通知に基づく申出書

回答欄	この登記の申請の内容は真実です。 氏名

※（注意）

なお，この書面の内容に不明な点がありましたら，直ちに，上記の登記所に連絡してください。

連絡先電話番号　　（０００）０００－０００００（担当：甲山）

以上

・資格者代理人による本人確認情報作成

資格者代理人による本人確認情報の作成とは、本来は事前通知制度を利用すべきところ、司法書士または弁護士（以下、「資格者代理人」という。）が作成した本人確認情報を提供して登記官がその内容を相当と認めたとき、事前通知手続きを省略する制度である（不登法第23条4項1号）。

資格者代理人は、本人確認情報において申請人を面談した日時、場所及びその状況を明らかにし、申請人との面識の有無、面識が無ければ申請人から提示を受けた本人確認のできる公的証明書（運転免許証、住基カード、パスポート等）の内容を明らかにしなければならない（資料4-1）。本人確認情報は資格者代理人が登記の申請を業とすることができる者であることを証する書面を併せて提出する必要があり、通常、本人確認情報に押印した資格者代理人の職印証明書を添付する。

本人確認情報の作成は申請人が間違いなく本人であることを第三者である資格者代理人が証明するものであるから、責任が非常に重く、本人確認情報の作成には資格者代理人に相当の報酬を支払う必要がある。

なお、虚偽の本人確認情報を作成したときは、資格者代理人に対し２年以下の懲役又は50万円以下の罰金が処されることになる（不登法第160条）。

資料 4-1（1）

本人確認情報

○○法務局御中

平成○○年○月○日

当職は、本件登記申請の代理人として、以下のとおり、申請人が申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために必要な情報を提供する。

東京都千代田区駿河台一丁目１番１号
司法書士　明治太郎　職印
登録番号東京司法書士会　第 12345 号

１　登記の目的　所有権移転
２　不　動　産　東京都文京区小石川一丁目１　番１の敷地権付区分建物
３　登記識別情報を提供できない事由　失念
４　申　請　人　登記義務者
　　住　　所　東京都文京区小石川三丁目５　番８号
　　氏　　名　法政三郎
　　生年月日　昭和３５年１２月２０日生
５　面談の日時・場所・状況
　　日　　時　平成○○年○月○日午前○時○分（快晴）
　　場　　所　当職事務所
　　状　　況　登記義務者が、本件不動産を売却するにあたり、登記申請の必要書類の事前確認等を行うため当職が面談した。
　　同席者　明治不動産御茶ノ水支店　宅地建物取引士　宅建太郎
６　申請人との面識の有無　面識がない
７　面識がない場合における確認資料
当職は、申請人の氏名を知らず、又は面識がないため、申請人から下記確認資料の提示を受け確認した。
確認資料の特定事項及び有効期限
■第一号書類　□第二号書類　□第三号書類
■名　　称　住民基本台帳カード　写真付き
■写しの添付の有無　□あり　■なし
特定事項　東京都文京区発行　２０１６年９月２０日まで有効
住所　東京都文京区小石川三丁目５　番８号
氏名　法政三郎　　生年月日　昭和３５年１２月２０日生　性別　男
８　登記名義人であることを確認した理由

資料 4-1（2）

上記の本人確認書類につき、以下のとおり確認した。

証明書の写真により本人との同一性を確認し、住基カードの外観・形状に異常がないことを視認した。住所・氏名・年齢・干支等の申述を求めたところ、正確に回答した。

⑴　規則に定める以外の書類確認

本物件の権利取得に関する書面ならびに本件物件との関連性を確認できる下記の書類の提示を受け本人であることを確認した。

■物件購入時の売買契約書　■固定資産税納付通知書　■電気・ガス料金の領収書

⑵　面談時の聴取事項

権利取得経過について尋ねたところ、登記記録と一致した前所有者の正確な氏名を述べた他、登記申請代理人の司法書士名を述べたので、当職において当該司法書士○○に電話でその旨を確認したところ、相違ない旨の回答を得た。

本件物件に関する情報について、単身赴任用の自己居住用マンションであり、管理人の滞在時間、ゴミの収集日、通勤経路等その回答に矛盾が無く合理性があった。その他疑義を生ずる事例等は存在しなかった。

９　法２３条第２項に関する確認

当職は、下記のとおり、本件登記義務者が登記記録上の変更・更正前の住所に居住していないことを確認した。

日　　時　　平成○○年○○月○○日午前○○時○○分

場　　所　　東京都文京区小石川１丁目１番１号（登記記録上の従前の住所地）

確認内容　　登記記録上の登記義務者の上記住所地を訪ねたところ、表札には、別人である「立教太郎」とあり、居住者に尋ねたところ登記義務者は平成○○年○○月頃転居し、同所には居住していない旨の説明を受けた。

・公証人による本人確認認証制度

公証人による本人確認認証制度とは、本来は事前通知制度を利用すべきところ、公証人が登記義務者の本人確認をしてその認証をしたときであって、登記官がその内容を相当と認めたとき、事前通知手続きを省略する制度である（不登法第23条4項2号）。

資格者代理人による本人確認情報の提供と同じく事前通知を省略できる制度であるが、事前通知手続きのうち「前住所通知」の手続きだけは省略できない（不登規則第71条4項）ことから、登記義務者が3か月以内に住所変更登記をしている事案では取引の安全の観点からこの制度の使用を控えるべきである。また、資格者代理人による本人確認情報作成と同様、公証人に対しても報酬を支払う必要があることにも注意が必要である。

3　相続登記未了問題

東日本大震災において土地の相続登記を怠っていたことが原因で用地買収の手続きが進まず、復興の妨げとなっている事例が数多く発生している。

都市部に比べて地方では土地の価格が安く、不動産に対する権利意識も決して高いとは言えない。相続登記はあくまで任意であり登記をしなくても罰則もないことから、先祖代々相続登記がなされていない土地も多く、明治時代から一度も相続登記が申請されていないような土地も日本全国に数多く存在する。

被相続人の死亡後、二次相続、三次相続が次々に発生した結果、共同相続人がねずみ算式に増えて相続登記のための遺産分割協議をすることが困難になってしまったケースなど、実務上遺産分割協議を困難とする事由と解決法について、次のとおり検討したい。

①共同相続人の中に行方不明者がいる場合

多数いる共同相続人の中に行方不明者がいて遺産分割協議がまとまらないことがある。自ら身内の人間との連絡を絶ち、戸籍上は生存しているが住民票が職権消除されている者や、海外に移住して連絡がとれず帰国の見込みもない者などがその典型例である。

共同相続人の中にそのような行方不明者がいる場合、他の共同相続人は行方不明者につき不在者財産管理人の選任申立か、失踪宣告の申立をすることが考えられる。

・不在者財産管理人の申立

不在者に対する利害関係人は、不在者の住所または居所を管轄する家庭裁判所に対し不在者財産管理人の選任を申立て、選任された不在者財産管理人との間で遺産分割協議をすることができる（民法第 25 条）。

不在者財産管理人は、不在者本人の意思とは関係なく選任される一種の法定代理人であることから、その権限は限定され、「①保存行為　②利用・改良行為」についてのみ権限を有することになる。不在者財産管理人が遺産分割協議に参加して協議を成立させることは処分行為であり権限外行為にあたることから、家庭裁判所の許可が必要となる。また、不在者財産管理制度は不在者の財産の保存を目的とするため、長期の賃貸借契約の締結、管理財産の売却、不在者に不利な財産の無償譲渡についても家庭裁判所の許可が必要である。

・失踪宣告の申立

不在者が７年間生死不明のとき、家庭裁判所は利害関係人の請求により失踪宣告をすることができる（普通失踪：民法第 30 条１項）。戦争や船の沈没、地震や洪水などの危機に遭遇した者の生死が、危機が去った後１年間明らかでないときも同様である（危機失踪：同条２項）。

共同相続人の中に長期間生死不明の者がいるときは、失踪宣告の申立をし、当該申立が確定することにより、不在者は法律上死亡したとみなされる。失踪宣告の確定後をした共同相続人は、不在者の法定相続人と遺産分割協議をすることになる。

実務上、失踪宣告は確定するまでに公示催告などの手続き期間を含めて１年程度かかることから、相続登記の対象の土地が国や地方自治体の用地買収の対象になっているときは、失踪宣告によらず申立から１か月程度で選任される不在者財産管理人との間で遺産分割協議を行い、その後改めて失踪宣告の申立をすることもある。

・認定死亡

水難、火災その他の事変によって死亡したことは間違いないが、遺体が見つからないとき、その取調をした警察署長、海上保安庁が死亡の認定を行い、戸籍上死亡したことにする手続きを認定死亡という。認定死亡となった場合、死亡推定日時が戸籍に記載され、相続が発生する。

なお、東日本大震災における遺体の発見されなかった行方不明者については、戸籍法第86条3項の弾力的運用（※5）により、死亡届に届出人の申述書等を添付すれば死亡届を受理できるものとされた。

（※5　参考条文）

戸籍法第86条

死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から七日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

2　届書には、次の事項を記載し、診断書又は検案書を添附しなければならない。

一　死亡の年月日時分及び場所

二　その他法務省令で定める事項

3　やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。この場合には、届書に診断書又は検案書を得ることができない事由を記載しなければならない。

・高齢者消除の問題

高齢者消除とは、戸籍上の高齢者（100歳以上）で、戸籍の附票に住所の記載が無く所在不明等、死亡の蓋然性の高いものについて、一定の要件のもとに戸籍上の整理をするための行政措置をいう。高齢者消除の対象となった戸籍は「高齢者につき死亡と認定」と記載され、除籍される。

あくまでも、自治体が法務省の許可を得て実施する戸籍整理のための行政措置であり、法律上死亡したことにはならないから、これにより相続は発生しない。

よって、共同相続人の中に戸籍上高齢者消除になっている者がいる場合、改めて死亡届を提出するか、失踪宣告によって相続手続きをする必要がある。

②共同相続人に事理弁識能力を欠く者がいる場合

共同相続人の中に、認知症や精神の障害、知的障害等により事理を弁識する能力を欠く者がいる場合がある。事理を弁識する能力を欠く者は意思能力を有しないことから、この者が遺産分割協議に参加しても協議自体は無効である。

このような場合、本人や配偶者、四親等内の親族等は家庭裁判所に対し後見開始の審判を申立して、成年後見人とその他の共同相続人との間で遺産分割協議をすることになる

なお、成年後見人が参加する遺産分割協議につき、家庭裁判所の許可が必要な点は不在者財産管理人と同様である。

③相続人が刑事施設に収監されている場合

非常に稀なケースであるが、共同相続人の中に刑事施設に収監中の者がいることがある。通常、相続登記等で使用する遺産分割協議書には遺産分割協議に参加した共同相続人全員が署名・押印（実印）し、押印した実印につき印鑑証明書を添付する必要がある。

しかし、収監中の者は通常、印鑑証明書の提出ができないことから、登記実務においては、遺産分割協議書への実印の押印に替えて、収監中の共同相続人の拇印を押し、刑事施設の長に「上記の指印は本人の拇印と相違ないことを証明する」等の文言で奥書してもらい、当該刑事施設の印を押してもらうことにより、印鑑証明書の添付に替えることができる（登記研究 137 号質疑応答）。

④除籍又は改正原戸籍の一部滅失等により被相続人の除籍謄本等が一部取得できない場合

遺産分割協議は、共同相続人全員で行う必要があり、共同相続人の一部のみで行った遺産分割協議は無効である。そこで、共同相続人全員を特定するため、被相続人の出生から死亡まで全ての除籍又は改正原戸籍の謄本を取得する必要がある（※6）が、第二次世界大戦における空襲や関東大震災等により本籍地の役所が被災し戸籍が滅失した結果、被相続人の出生までの戸籍を取得できないことがある。

このような場合、従来の登記先例では滅失等により「除籍等の謄本を交

付することができない」旨の市区町村長の証明書および「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書（通常は、上申書を作成するか遺産分割協議書にその旨記載する）の提供を要するとされてきた（昭和44年3月3日付民事甲第373号）。

しかし、相続登記が三世代、四世代にも渡って行われていなかったような事案においては、相続人が被相続人の孫・曾孫の関係にあり、このような者が被相続人の相続関係を知っていることは考えにくく、これらの者に対し「他に相続人はない」ことを証明させることは不可能を強いることになる。

また、除籍等が滅失等しているのは，保存期間の満了による廃棄又は戦災による焼失など相続人に帰責することができない事由によるものであり、滅失等した除籍等の謄本を提出できないことによる負担を相続人に転嫁することは妥当ではないという強い批判があった。

そこで、法務省民事局通達（平成28年3月11日民事二第219号）により、「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市区町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差支えないものとされた。

よって、できる限りの被相続人の除籍又は改正原戸籍等を取得し、結果「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市区町村長の証明書の提供を受けたときは、戸籍等で特定可能な範囲の共同相続人との間で遺産分割協議をすれば相続登記は受理されることになる。

（※6）登記実務においては、人間の生殖可能年齢である12歳程度まで戸籍を遡ればよいとされている。

4　登録免許税の優遇措置（り災証明書の活用）

大規模震災で自宅が全壊し、再度自宅の建て直しをするときは、登録免許税が免税されることがある。東日本大震災においては、平成23年4月27日に施行された震災特例法により被災した建物等を再取得した場合の登録免許税について、免税措置が設けられた。

登録免許税の免税の対象となるものは平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受ける次のⅰ～ⅴの登記等である。

i　被災した建物の建替え等に係る登録免許税（震災特例法第 39 条 1 項）

ii　被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税（震災特例法第 40 条 1 項）

iii　被災した船舶の再建造等に係る登録免許税（震災特例法第 41 条 1 項）

iv　被災した航空機の再建造等に係る登録免許税（震災特例法第 41 条 3 項）

v　再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税（震災特例法第 39 条 2 項、同法第 40 条 2 項、同法第 41 条 2 項 3 項）

なお、免税措置を受けるための要件についての詳細は、法務省発表の別紙資料 5-1 に記載されているとおりである。

資料 5-1 (1)

登免02

東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の

登録免許税の免除特例のあらまし

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成23年４月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災特例法」といいます。）が公布・施行され、東日本大震災（以下「大震災」といいます。）で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税について、次のような免税措置が設けられました。

震災特例法には、平成23年４月28日から平成33年３月31日までの間に受ける次の登記等について、登録免許税を免除する措置が規定されています。

１　被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置　⇒ 1

大震災により住宅、工場又は事務所等の建物に被害を受けた方が、滅失㈱した建物に代わるものとして取得等をした建物についての所有権の保存又は移転の登記

２　被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置　⇒ 2

上記１の滅失した建物に代わる建物の敷地として取得をした一定の土地についての所有権の移転又は賃借権等の設定・移転の登記

３　被災した船舶の再建造等に係る登録免許税の免除措置　⇒ 3

大震災により船舶に被害を受けた方が、滅失㈱した船舶に代わるものとして取得等をした船舶についての所有権の保存又は移転の登記

４　被災した航空機の再建造等に係る登録免許税の免除措置　⇒ 4

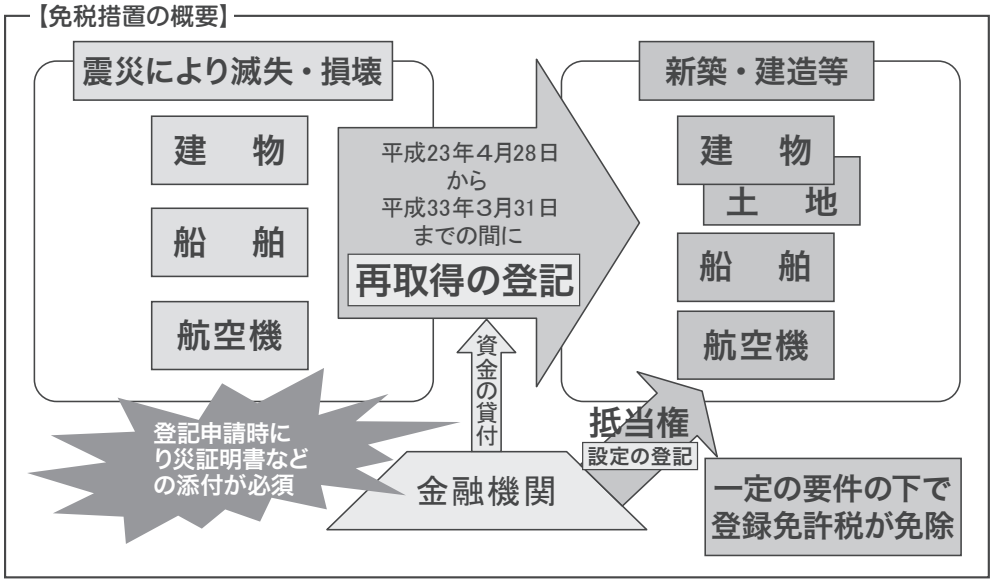
大震災により航空機に被害を受けた方が、滅失㈱した航空機に代わるものとして取得等をした航空機についての所有権の新規登録又は移転登録

５　再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税の免除措置　⇒ 5

上記１から４までの建物、土地、船舶又は航空機の取得等のための資金の貸付けが行われる場合の抵当権の設定登記（登録）でこれらの登記（登録）と同時に受けるもの

㈱　滅失には、損壊による取壊しを含みます。

【免税措置の概要】



平成23年5月　税務署・法務局

資料 5-1（2）

1 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置

大震災により住宅、工場又は事務所等の建物に被害を受けた方（以下「建物被災者」といいます。）又はその相続人、その合併法人等が、その大震災により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物（以下「滅失建物等」といいます。）に代わるものとして新築又は取得をした建物（以下「被災代替建物」といいます。）の所有権の保存又は移転の登記で、平成23年４月28日から平成33年３月31日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法39①）。

免税対象者（建物被災者等）

	免税対象となる個人又は法人	摘　　要
建物被災者	大震災により所有する建物に被害を受けた個人又は法人	建物被災者であることについて、その建物の所在地の市町村長の証明書（以下「り災証明書」といいます。）の交付を受ける必要があります。
建物被災者の相続人等	建物被災者（個人）が死亡している場合のその相続人	建物被災者が「り災証明書」の交付を受ける前に死亡している場合は、その相続人が「り災証明書」の交付を受ける必要があります。
	建物被災者（法人）が ①合併により消滅した場合の合併法人 ②分割により滅失建物等に係る事業の権利義務を承継させた場合の分割承継法人	建物被災者が「り災証明書」の交付を受ける前に合併により消滅している場合又は分割により滅失建物等に係る事業の権利義務を承継させた場合は、その合併法人又は分割承継法人が「り災証明書」の交付を受ける必要があります。

免税対象建物（被災代替建物）

被災代替建物の所在地	免税の対象となる被災代替建物	
支援法適用区域内	全ての建物	
支援法適用区域外	①個人が新築又は取得をした住宅用の建物	登記簿の表題部に記録された建物の種類が居宅、寄宿舎又は共同住宅（これらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれら以外の種類がともに記録されているものを含みます。）とされているもの
	②①以外の建物	被災代替建物であることにつき、建物被災者等が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣の証明を受けたもの

支援法適用区域

支援法適用区域とは、大震災に際し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」といいます。）が適用された市町村の区域をいい、具体的には次の市町村です。

都　道　府　県	適用された市町村
青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県	全ての市町村
新潟県	十日町市・中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

2

資料 5-1 (3)

支援法適用区域の追加について

支援法適用区域とは、大震災に際し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」といいます。）が適用された市町村の区域をいいます。このパンフレットでは、平成23年５月現在のものを掲載していますが、その後、次のとおり適用区域が追加され、現在は次表のとおりとなっています。

① 平成23年６月21日公表　加須市（うち旧大利根町）
② 平成23年７月12日公表　加須市（うち旧北川辺町）及び久喜市
③ 平成23年８月18日公表　板橋区

都道府県	適用された市町村
青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県	全ての市町村
埼玉県	加須市のうち旧大利根町及び旧北川辺町・久喜市
新潟県	十日町市・中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村
東京都	板橋区

※　適用区域の追加状況は、内閣府ホームページ（http://www.bousai.go.jp/shien_dantai.html）でご確認ください。

2―1

資料 5-1（4）

1 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置（前頁からの続き）

免税手続（登記申請時に必要な書類）

免税措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の書類を添付しなければなりません。

被災代替建物の所在地	個人の住宅用の場合	左記以外の場合
支援法適用区域内	（滅失建物等）り災証明書	（滅失建物等）り災証明書
支援法適用区域外		（滅失建物等）り災証明書 （被災代替建物）主務大臣の証明書

㈱ 建物被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が免税措置の適用を受けようとする場合には、上記の証明書のほか、下記の 被災者が死亡、合併、分割承継している場合の登記申請時に必要な書類 を添付する必要があります。

証明書の交付申請

⑴ 「り災証明書」は、滅失建物等の所在地の市町村に交付申請を行います。なお、「り災証明書」は、建物被災者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びにその滅失建物等の所在地の記載があるものに限ります。

⑵ 「主務大臣の証明書」は、建物被災者等が行う事業のうち主たるものを所管する省庁に、「り災証明書」の写し及び登記を受ける被災代替建物の詳細を明らかにする書類を添付して、交付申請を行います（具体的な申請先については、８ページの 主務大臣の証明書の申請先（主なもの） をご覧ください。）。

【各措置共通】被災者が死亡、合併、分割承継している場合の登記申請時に必要な書類

被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が 1 から 4 までの登録免許税の免除措置の適用を受けようとする場合には、登記・登録の申請書に、「り災証明書」などの各種証明書類に加えて、次の書類を添付しなければなりません。

被災者	申請者	申請書の添付書類
個人	相続人	被相続人の戸籍謄本など
法人	合併法人	合併法人の登記事項証明書
	分割承継法人	①分割承継法人の登記事項証明書 ②滅失建物等に係る事業に関して有する権利義務を当該分割承継法人が承継したことを当該分割承継法人に係る分割法人及び当該分割承継法人が共同して証明する書類

㈱ 相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は、被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって、被災者から権利義務を直接承継した方に限られ、この権利義務を承継した方から更に承継した方は含まれません。

3

資料 5-1 (5)

2 被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置

建物被災者等が1の免税措置の適用を受ける被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、当該土地（以下の面積制限を超えない部分に限ります。）の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記で、平成23年４月28日から平成33年３月31日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法40①）。

免税対象者

1の免税措置の適用を受ける建物被災者等

免税対象土地

対象となる土地㊟	土地の登記の時期
①被災代替建物の敷地の用に供される土地	被災代替建物の取得の登記と同時に登記
②被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地	被災代替建物の取得の登記前に登記
③被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地	被災代替建物の取得の登記後に登記

㊟ 対象となる土地は、次の面積制限を超えない部分の土地に限ります。

面積制限

免税対象となる土地の面積は、次の⑴又は⑵のいずれか大きい面積が限度となります。

⑴ 滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積

⑵ 被災代替建物の種類に応じて計算した次の面積

イ 個人が再取得する住宅用の建物・・・滅失建物等の床面積の合計㊟の２倍の面積

ロ イ以外の建物・・・・・・・・・・・滅失建物等の床面積の合計㊟の６倍の面積

㊟ 区分所有建物の場合は、専有部分の床面積（共用部分がある場合は、これを共用すべき区分所有者のそれぞれの専有部分の床面積の割合によりその共用部分の床面積を按分して計算した面積を含みます。）によります。

免税手続（登記申請時に必要な書類）

免税措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の書類を添付しなければなりません。

	添付書類
上記①の土地	○「滅失建物等の床面積の合計」又は「その滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積」を明らかにする書類
上記②の土地	○上記①の土地の書類 ○1の滅失建物等の「り災証明書」 ○被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類
上記③の土地	○上記①の土地の書類 ○1の滅失建物等の「り災証明書」 ○被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地であることを明らかにする書類 ○被災代替建物が支援法適用区域外に所在し、かつ、個人が再取得をした住宅用の建物以外の建物である場合は、その被災代替建物について1の免税措置の適用を受ける際に交付を受けた主務大臣の証明書の写し

証明書の交付申請

1の免税措置と同様です（３ページをご覧ください。）。

4

資料 5-1（6）

3 被災した船舶の再建造等に係る登録免許税の免除措置

大震災により船舶に被害を受けた方（以下「船舶被災者」といいます。）又はその相続人、その合併法人等が、その大震災により滅失した船舶又は損壊したため取り壊した船舶（以下「滅失船舶等」といいます。）に代わるものとして建造又は取得をした船舶（以下「被災代替船舶」といいます。）の所有権の保存又は移転の登記で、平成23年４月28日から平成33年３月31日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法41①）。

免税対象者（船舶被災者等）

	免税対象となる個人又は法人	摘　　要
船舶被災者	大震災により所有する船舶に被害を受けた個人又は法人	船舶に被害を受けたことについて、その船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で登録が抹消された事実を証するものその他の書類（以下 3 において「被災証明書類」といいます。）の交付を受ける必要があります。
船舶被災者の相続人等	船舶被災者（個人）が死亡している場合のその相続人	船舶被災者が被災証明書類の交付を受ける前に死亡している場合は、その相続人が被災証明書類の交付を受ける必要があります。
	船舶被災者（法人）が ①合併により消滅した場合の合併法人 ②分割により滅失船舶等に係る事業の権利義務を承継させた場合の分割承継法人	船舶被災者が被災証明書類の交付を受ける前に合併により消滅している場合又は分割により滅失船舶等に係る事業の権利義務を承継させた場合は、その合併法人又は分割承継法人が被災証明書類の交付を受ける必要があります。

免税対象船舶（被災代替船舶）

⑴　個人が建造又は取得をした船舶

⑵　法人が建造又は取得をした船舶で、その船舶の船籍港が支援法適用区域内㊟にあるもの

⑶　法人が建造又は取得をした船舶（上記⑵の船舶を除きます。）で、被災代替船舶であることにつき、その法人が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣の証明を受けたもの

㊟　支援法適用区域については、1（２ページ）をご覧ください。

免税手続（登記申請時に必要な書類）

免税措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の被災証明書類を添付しなければなりません。

被災代替船舶の船籍港	個人の場合	法人の場合
支援法適用区域内	（滅失船舶等） 下記のいずれかの書類 ①船舶登録事項証明書（抹消） ②漁船原簿の謄本（抹消） ③海難証明 ④船舶の「り災証明書」	（滅失船舶等） 左記①～④のいずれかの書類
支援法適用区域外		（滅失船舶等） 左記①～④のいずれかの書類 （被災代替船舶） 主務大臣の証明書

㊟　船舶被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が免税措置の適用を受けようとする場合には、上記の証明書のほか、被災者が死亡、合併、分割承継している場合の登記申請時に必要な書類（３ページ参照）を添付する必要があります。

5

3 被災した船舶の再建造等に係る登録免許税の免除措置（前頁からの続き）

証明書の交付申請

⑴ 「被災証明書類」の交付申請先

被　災　証　明　書　類	交 付 申 請 先
船舶登録事項証明書（抹消）	地方運輸局又は運輸支局等
漁船原簿の謄本（抹消）	都道府県庁
船員法第19条の規定による報告に関する書類の写しで地方運輸局長の証明があるもの〔海難証明〕	地方運輸局等
船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類〔船舶の「り災証明書」〕	滅失船舶等の船籍港を管轄する市町村

※　被災証明書類は、船舶被災者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに滅失船舶等の船籍港（漁船の場合にあっては、船籍港又は主たる根拠地）の記載があるものに限ります。

⑵ 「主務大臣の証明書」は、船舶被災者等が行う事業のうち主たるものを所管する省庁に、被災証明書類の写し及び登記を受ける被災代替船舶の詳細を明らかにする書類を添付して、交付申請を行います（具体的な申請先については、8ページの 主務大臣の証明書の申請先（主なもの） をご覧ください。）。

4 被災した航空機の再建造等に係る登録免許税の免除措置

大震災により航空機に被害を受けた方（以下「航空機被災者」といいます。）又はその相続人、その合併法人等が、その大震災により滅失した航空機又は損壊したため取り壊した航空機（以下「滅失航空機等」といいます。）に代わるものとして建造又は取得をした航空機（以下「被災代替航空機」といいます。）の所有権の新規登録又は移転登録で、平成23年４月28日から平成33年３月31日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法41③）。

免税対象者（航空機被災者等）

	免税対象となる個人又は法人	摘　　要
航空機被災者	大震災により所有する航空機に被害を受けた個人又は法人	航空機に被害を受けたことについて、その航空機登録原簿の謄本又は抄本で登録が抹消された事実を証するものその他の書類（以下「被災証明書類」といいます。）の交付を受ける必要があります。
航空機被災者の相続人等	航空機被災者（個人）が死亡している場合のその相続人	航空機被災者が被災証明書類の交付を受ける前に死亡している場合は、その相続人が被災証明書類の交付を受ける必要があります。
	航空機被災者（法人）が ①合併により消滅した場合の合併法人 ②分割により滅失航空機等に係る事業の権利義務を承継させた場合の分割承継法人	航空機被災者が被災証明書類の交付を受ける前に合併により消滅している場合又は分割により滅失航空機等に係る事業の権利義務を承継させた場合は、その合併法人又は分割承継法人が被災証明書類の交付を受ける必要があります。

6

4 被災した航空機の再建造等に係る登録免許税の免除措置（前頁からの続き）

免税対象航空機（被災代替航空機）

被災代替航空機の詳細を明らかにする書類が登録の申請書に添付された航空機

免税手続（登録申請時に必要な書類）

免税措置の適用を受けるためには、登録の申請の際、登録申請書に次の書類を添付しなければなりません。

滅失航空機等に係るもの	次のうちいずれかの書類 ①航空機登録原簿の謄本又は抄本（抹消） ②航空機の「り災証明書」
被災代替航空機に係るもの	被災代替航空機の詳細を明らかにする書類

㈱ 航空機被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が免税措置の適用を受けようとする場合には、上記の証明書のほか、被災者が死亡、合併、分割承継している場合の登記申請時に必要な書類（３ページ参照）を添付する必要があります。

証明書の交付申請

被 災 証 明 書 類	交 付 申 請 先
航空機登録原簿の謄本又は抄本（抹消）	国土交通省航空局監理部総務課
航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類〔航空機の「り災証明書」〕	滅失航空機等の定置場を管轄する市町村

※ 被災証明書類は、航空機被災者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに滅失航空機等の定置場の記載があるものに限ります。

5 再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税の免除措置

1から4の免税措置の適用を受ける資産の取得等のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含みます。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（その保証に係る求償権を含みます。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受けるそれらの資産を目的とする抵当権の設定の登記・登録については、次の⑴から⑷までの資産の所有権の保存登記・移転登記等又は所有権の新規登録・移転登録と同時に受けるものに限り、登録免許税が免除されます（震災特例法39②、40②、41②③）。

⑴ 1の免税措置の適用を受ける被災代替建物
⑵ 2の免税措置の適用を受ける被災代替建物の敷地の用に供される土地
⑶ 3の免税措置の適用を受ける被災代替船舶
⑷ 4の免税措置の適用を受ける被災代替航空機

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、大震災により被害を受けた方の所得税や法人税などの申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、大震災の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このほか、大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

資料 5-1 (9)

主務大臣の証明書の申請先（主なもの）

所管省庁名	申請先	業種
厚生労働省	厚生労働省 健康局生活衛生課 〔TEL 03-3595-2301〕	飲食店、理美容業、洗濯業、旅館業（登録ホテル・旅館を除きます。）
	医政局指導課 〔TEL 03-3595-2194〕	病院・診療所
	医薬食品局総務課 〔TEL 03-3595-2377〕	薬局、店舗販売業
	医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室 〔TEL 03-3595-2419〕	医療機器の販売業・賃貸業
	医政局経済課 〔TEL 03-3595-2421〕 〔東京都千代田区霞が関１－２－２〕	医薬品・医薬部外品・化粧品又は医療機器の製造業、医療機器の修理業、卸売販売業
農林水産省	東北農政局企画調整室 〔仙台市青葉区本町３－３－１ TEL 022-263-0564〕 関東農政局企画調整室 〔さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 TEL 048-740-0304〕	農業、林業、水産業、食料品製造業、飲食料品卸売・小売業、その他農林水産関連業
国土交通省	東北地方整備局 〔仙台市青葉区二日町９－15 TEL 022-225-2171〕 関東地方整備局 〔さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館 TEL 048-601-3151〕	建設業、測量業、建設コンサルタント、地質調査業、補償コンサルタント、宅地建物取引業等
	東北運輸局総務部総務課 〔仙台市宮城野区鉄砲町１ 仙台第４合同庁舎 TEL 022-299-8851〕 関東運輸局総務部総務課 〔横浜市中区北仲通５－57 横浜第２合同庁舎 TEL 045-211-7204〕	運輸業、倉庫業、自動車整備業、造船・舶用工業、旅行業、登録ホテル・旅館
経済産業省	東北経済産業局地域経済部地域経済課 〔仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎 TEL 022-221-4876〕 関東経済産業局地域経済部地域経済課 〔さいたま市中央区新都心１－１ さいたま新都心合同庁舎１号館 TEL 048-600-0253〕	上記以外の製造業、流通業、その他の事業等

㈱ 銀行業、保険業、証券業、酒類製造販売業など所管省庁の明らかなものは掲載を省略しています。
また、窓口については、東北・関東圏以外の地域を管轄するものは掲載を省略しています。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの法務局又は税務署におたずねください（航空機の登録に関することは、国土交通省（航空局03－5253－8111（内線48146））におたずねください。）。

8

①り災証明書の発行と注意点

り災証明書とは、災害対策基本法第90条の2の規定により被災地の市区町村長が作成する証明書であり、被災者からの申請により被災建物の被害の状況を調査し、その被害の程度を証する書面である。り災証明書によって証明される被害の程度やその認定基準は全国共通である（資料5-2)。

震災特例法により、登録免許税の免税措置を受けたいときは、登記申請書にり災証明書および災害により滅失した建物の登記事項証明書（※7）を添付する。

なお、り災証明書の発行申請には期限が設けられることがあり、期限がある場合、災害発生から半年とする自治体が多い。

（※7）法務局における登記事項証明書の取得に関しても、り災証明書または被災証明書の提示により登記手数料は免税の対象となる（オンライン交付請求を除く)。

資料 5-2

記入例

身分証明書（運転免許証等）の提示をお願いします。

証明番号	証第　　号

り災（届出）証明申請書

来庁年月日
平成　年　月　日

＿＿＿＿＿区長

〔申請者〕
住　所　現　住　所
氏名（代表者）　仙台　太郎
電話（　）２２２－２２２２
現在の連絡先　電話（　）　－

〔代理人〕
住　所　現　住　所　同　上
氏名（代表者）　仙台　花子
電話（　）　－　同　上
申請者との関係　妻

二親等以外の方は、
委任状が必要です。

り災場所	仙台市　各　区　り災住所を記入してください。 （アパート等の場合，名称）	
り災住家等	□住　家（□持家／□借家：所有者名　　） □非住家（　　）☑してください。	
申請者とり災住家等の関係	□所有者　□管理者　□占有者　□その他（　　）	
り災日時及びり災理由	平成　２３年　３月　１１日（金）　時　分頃 理由：　東　日　本　大　震　災　による	
り災届出内容	記入の必要ありません。	
証明必要数及び必要理由等	必要数　通	（理由，提出先等） （市・区役所、法務局、 金融機関、学校、幼稚園提出等・・・）
備　考	・この証明は，民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 ・記入上の留意点は，〔り災・り災届出証明書〕の裏面を参照してください。	

②り災証明書の活用方法

り災証明書を取得することにより、以下の公的支援や民間支援を受けることが可能となる。

1. 登記に係る登録免許税の免除（前述のとおり）
2. 固定資産税・国民健康保険料・公共料金の減免
3. 災害義援金・被災者生活再建支援金の給付
4. 災害救助法に基づく応急仮設住宅への入居
5. 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資
6. 保険会社から地震保険等の受け取り

大規模災害と行政書士のかかわり

大規模災害における行政書士の取り組み

行政書士　阿部　浩一郎

大規模災害と行政書士のかかわり

大規模災害における行政書士の取り組み

駿台行政書士会
行政書士　阿部　浩一郎

大規模災害の発生を想定した場合、各士業は社会に対してどのような貢献ができるのか。そのなかで行政書士が果たせる、あるいは果たすべき役割は何なのかを検討したい。

本稿では、阪神淡路大震災後に行政書士会が大規模災害の発生にあたり何を行えるか検討したことを紹介し、次に実際の大規模災害（東日本大震災及び熊本地震）において行政書士会が取り組んだことを取り上げる。次に市民と行政との架け橋である行政書士として、大規模災害にあたり市民の生活復興を支えていくために行政が用意している具体的な支援策を概観し、最後にそうした支援策の適用を受けるための第1歩となる罹災証明書（※）について説明していく。

※罹災証明に関する行政官庁の市民向け説明書きや書式においては一般に「り災証明」と表記されているが、本稿では法律用語の「罹災証明」と表記する。

1.「災害復興まちづくり支援機構」における提案

阪神・淡路大震災から10年を迎えようとする2004年11月に東京三弁護士会の主導により「災害復興まちづくり支援機構」が創立され、行政書士会を含む10種13職能団体が参加した。同機構が発行した2005年3月発行の冊子（約140ページ）において、東京都行政書士会は、「－災害復興に対する支援業務－　震災等の災害から市民の身体、財産を守るため、行政書士がなし得ること」として、以下の業務をあげている。

行政書士の任務、役割（東京都行政書士会）

「罹災直後の対策」として

①暴徒への対応

②外国人登録、出入国管理

③通信、水道、エネルギーの確保対策（仮設届等）
④被災者の治療、輸送の協力、医療、福祉施設の紹介

「復興対策」として

①人事的業務
・被災者の親族調査
・外国人登録、出入国管理
②登録自動車に関する調査
③廃棄物処理清掃法、浄化槽法上の許認可手続
④各種営業許認可の変更、廃業手続
⑤建設工事の入札業務支援手続
⑥保険金請求手続

行政書士は行政官庁の許認可業務において、建設業、産廃業、風俗営業等各種営業許可の取付けや廃止、外国人の入国管理業務を行うほか、相続など権利義務又は事実証明に関する書類を作成する業務も行っている。つまり、行政書士は災害時に発生する諸問題に幅広く日頃から取り組んでいるということができ、大規模災害が発生したときには他士業及び各団体と密に連携し市民社会に貢献できる体制を整えていく必要がある。

さて、上記の「行政書士の任務・役割」は2005年当時の提言であるが、その後2011年3月には東北地方太平洋沖地震（以下は通称の「東日本大震災」という）が発生し、本年4月には熊本で大規模な地震が発生したことは記憶に新しい（マグニチュード6.5 最大震度7）。また、昨年の9月には関東・東北豪雨により鬼怒川が決壊し広範囲にわたり大きな被害をもたらした。

そこで、近時、実際に発生した大規模災害に対して行政書士がどのように取組んできたのかを見てみたい。

2. 具体的な大規模災害における行政書士の取り組み

現に発生した大規模災害における行動はどうだったか。行政書士会が復興支援にどのように取り組んできたのかを振り返ってみる。例として東日本大震災と本年の熊本地震での対応をあげる。

(1) 東日本大震災時での対応

①宮城県行政書士会のケース

東日本大震災においては地震による建物倒壊による被害もさることながら、東北地方の太平洋側沿岸部を津波が襲い甚大な被害がもたらされた。膨大な数の車両が津波によって一気に流失した。

そこで、宮城県行政書士会においては被災車両抹消手続、自動車重量税特例還付手続・減免手続等車両に関する相談、手続き代行（実費のみ）が支援業務の中心となった。

宮城運輸支局の要請により2011年5月16日から5月20日にかけて宮城運輸支局内において相談会を実施。連日400件を超える相談が寄せられた。宮城県内の被災車両は約14万6千台。東京都行政書士会の支援も受け出張相談を行い、車両抹消手続、重量税還付手続きをのべ5,350台実施した。

そのほか、東北管区当局の要請により災害特別行政相談所への相談員の派遣も実施した（石巻市、気仙沼市で合計6回）。

②福島県行政書士会のケース

1　被災車両の抹消手続き代行（実費のみ）

車両抹消手続等車両支援業務を実施。避難所への出張相談会において「車が津波で流されたのにどうやって手続きを行う役所まで行けばよいのですか？」との市民の声を多数受け、行政と市民との架け橋である行政書士がなんとかしよう、行政書士の本領発揮のときだとして、「相談」ではなく「手続」そのものに力点を置いて対応した。被災者の避難先が全国に及んでいたことから必ずしも来所は求めず書類のやりとりにより効率的に対応した。

2　原発被災者への相談と賠償請求手続の支援

東日本大震災における他の大規模災害には見られない特徴的な被害は福島第一原子力発電所の事故による放射線被害である。

そこで、福島県行政書士会は、原子力損害賠償支援機構が行う相談業務を支援する「相談員候補者説明・研修会」を実施した。原子力損害賠償支援機構が弁護士・行政書士等により構成される「訪問相談チーム」をつくり、福島県内の原発被災者に対し東京電力に対する損害賠償請求手続等の相談に応じることとしたが、その実施に先立って相談員候補者向けに説明・研修会を実施した。

東京電力の原子力損害賠償の請求書類は60数ページにわたり書式・ボリュームとも膨大で被災者自らが作成することは荷が重かったので、書類作成の専門家である行政書士がサポートしていった。機構の支援チームによる仮設住宅への個別相談は、平成23年10月から平成24年4月の半年間で約2,800件に上り、請求書作成の支援を行った行政書士の果たした役割は大きかった。

(2) 熊本地震における対応

○熊本県行政書士会のケース

「罹災証明書交付申請の無料支援」

平成28年4月14日に発生した熊本地震による住宅への被害は、全壊（損害割合50％以上）が約8,000件、半壊（損害割合20％以上50％未満）が約18,000件、一部損壊（損害割合20％未満）が約73,000件と合わせて約10万戸の家屋が甚大な被害を受けた。九州地方には台風対策のため重い屋根瓦の木造家屋が多かったこともその一因とされている。

「罹災証明書」の認定結果が被災者台帳に登録され、被災者に対する「義援金」や「被災者生活再建資金」の交付、「仮設住宅」への入居基準、「公租公課」の減免、「建物解体処理費用」の支援など被災者の生活再建に向けた諸制度の基本になることから、まず「罹災証明」の認定結果を得ることが生活再建の第一歩となる（この「罹災証明書」と各種支援プログラムについては後述する）。

しかし、「避難所に避難していて交通手段がない」「高齢なので役所に一人で出向くことができない」「写真等が準備できない」等の理由で、罹災証明書の発行を単独でできない被災者も少なからずいた。そこで、現在、熊本県行政書士会は災害対策本部を設置して「罹災証明書」の交付申請支援を無料で行っている。

3. 被災者の生活再建を支援する各種制度

大規模災害においては残念ながら多くの被災者が発生する。そういった被災者の生活再建を支援する制度として地方公共団体の義援金、災害見舞金や国の被災者支援に関する各種制度が用意されている。しかし、被災後の混乱した状況のなかでどのような支援策があり、どのように手続きを行えばいいのか多く

の人はよくわからない。自然災害によって生活基盤を脅かされることに多くの人は慣れていないからだ。行政書士が行政と市民の架け橋の役割を担っているのだとすれば、被災者に対して行政の用意する各種支援制度の適用を受けられるようサポートしていくことが重要となる。各種制度のわかりやすい説明、具体的な手続きの進め方、必要書類の収集、各申請・請求書類の作成や提出代行など行政書士が果たすべき役割は多い。そこで、代表的な行政による生活再建支援策をいくつか見てみる。

(1) 経済・生活面の支援

－当面の生活資金や生活再建の資金援助－

①義援金

義援金は、日本赤十字社、中央共同募金会（赤い羽根）、自治体などが広く一般から募金を集め、被災都道府県に配分するものである。被災都道府県は義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定する。この決定に基づき、被災都道府県の管下の配分対象被災市町村へ義援金が送金される。被災者は各市町村に申請し義援金を受領する。義援金は100％被災者へ届けられ日本赤十字社などの募金主体の収入には計上されない。なお、類似したことばの「支援金」は義援金と異なり被災者ではなく災害支援ＮＰＯ／ＮＧＯ等の活動資金に対する募金である。

募金の性格上、被災後直ちに被災者へ届けられるものではないが、東日本大震災においては地震発生の約１ヶ月後の2011年４月８日に義援金配分割合決定委員会が設置され第一次配分額が決められた。金額は、「死亡・行方不明者：１人当り35万円」、「住宅全壊（全焼）：１戸当り35万円」、「住宅半壊（半焼）：１戸当り18万円」、「原発避難指示等：１世帯当り35万円」であった。町役場が津波で流された岩手県大槌町では、義援金支払いの受付が５月９日に開始され、６月22日までに約3,000件の振込が完了した。

②被災者生活再建支援制度

▶制度の趣旨

被災者生活再建支援法に基づく国の支援制度。自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を給付するものである。支援金は全都道府県の拠出による基金から支給されるが、国から支援金総額の２分の１が補助される（東日本大震

災時は国が５分の４を補助）。

▶制度の対象

10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県など一定以上の規模で住宅全壊被害の発生した地域を制度の対象とする。適用とならない災害においては地方公共団体が個別に対応を検討する。

▶制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

●住宅が全壊した世帯

●住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

●災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

●住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

なお、被災時に現に居住していた世帯が対象となるため、賃貸物件、別荘、空き家などは対象とならない。

▶支援金の支給額

●基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

「全壊：100 万円」、「解体：100 万円」、「長期避難：100 万円」、「大規模半壊：100 万円」

●加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

「建設・購入：200 万円」、「補修：100 万円」、「賃借（除く公営）：50 万円」

▶支援金の支給申請

（申請窓口）市町村役場

（添付書類）基礎支援金：罹災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）

（申請期間）基礎支援金：災害発生日から 13 月以内

加算支援金：災害発生日から 37 月以内

③災害援護資金

▶制度の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた被災者に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度。

▶制度の内容

貸付利率は年 3 パーセント（据置期間中は無利子）、据置期間は 3 年以内（特例により 5 年までの延長あり）、償還期間は据置期間を含み 10 年以内。貸付限度額は世帯主の負傷の状況、家屋の損壊状況によって 150 万円～ 350 万円。

▶制度の対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯主が対象となる。

ア　世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 か月以上。

イ　家財の 3 分の 1 以上の損害発生

ウ　住居の半壊又は全壊・流失

なお、市町村民税における前年の総所得金額による所得制限がある（ 1 人世帯で 220 万円、 4 人世帯で 730 万円）。

－公租公課等の軽減や支払減免、支払猶予等－

①地方税の特別措置

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部減免又は免除を受けることができる。なお、固定資産税については対象となる償却資産の罹災証明書又は被災証明書が必要となる。

その他、徴収の猶予、申告・納付期限の延長措置も講じられる。

②国税の特別措置

申告期限の延長、納税の猶予、予定納税の減額、給与所得者の源泉取得税の徴収猶予、所得税の軽減（雑損控除の方法又は災害減免法の軽減免除のいずれか有利な方法を選択）などができる。

③公共料金・使用料等の特別措置

災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。

電気・ガス・電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。

④放送受信料の減免・猶予

受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた場合、受信契約者の放送受信料が一定期間が免除されることがある。

(2) 住まいの確保・再建のための支援

①災害復興住宅融資

居住用又は罹災した親等が住むための住宅を建設、購入、補修する被災者向けの住宅金融支援機構による融資である（床面積は 175 ㎡以下）。建設、購入においては、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の発行を受ける必要があり、補修においては、罹災の程度を問わず罹災証明書の発行を受けた被災者が利用できる。

建設融資の融資額は、1,650 万円～ 3,570 万円。購入融資の融資額は、2,620 万円～ 3,130 万円。返済期間はいずれも 25 年間～ 35 年間。元金据置期間は最長 3 年間（返済期間の延長可）である。補修融資の融資額は、730 万円～ 1,170 万円。最長返済期間は 20 年。 1 年間の元金据置期間を設定できるが返済期間の延長はできない。

建設、購入、補修いずれの融資も金利は、基本融資額については年 0.30 パーセント。特例加算額については年 1.20 パーセントである（平成 28 年 7 月 31 日現在）。

②住宅金融支援機構の返済方法の変更（リスケジュール）

地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。

対象被災者は、①融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者（融資住宅の罹災証明書が必要）、②債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者、③商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した者となる。

方法としては、被災の程度に応じて①返済金の払込みの猶予（１～３年）、②払込み猶予期間中の金利の引下げ（0.5%～1.5%）、③返済期間の延長（１～３年）であり、支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。

③生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

全国の都道府県・市町村に設置されている社会福祉協議会（社会福祉法人）による住宅の補修費用等の貸付制度である。災害による住宅の補修、保全、増改築に必要な経費を貸し付けるものであり、対象世帯は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に限られる。被災住宅が対象となり、原則として罹災証明書が必要。

貸付限度額は250万円以内（目安）、貸付利率は年1.5%（ただし、連帯保証人を立てれば無利息）、据置期間は６か月以内、償還期間は７年以内（目安）となる。

④住宅の応急修理（災害救助法）

災害により住宅が半壊又は大規模半壊し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を国及び都道府県の負担で応急的に修理するもの。修理限度額は１世帯当り52万円。実際の修理は市町村が業者に委託して実施される。大規模半壊の場合は資力を問わず対象となる。なお、この制度は、応急仮設住宅へ入居している場合は対象外となる。

⑤公営住宅への入居（低所得者）

災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮している低所得者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅への入居を認められる。公営住宅の家賃

は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。

4　罹災証明書について

上記3「被災者の生活再建を支援する各種制度」で、被災者への主な生活再建支援制度を概観してきたが、これらの各種被災者支援策の適用を受けるために欠かせないものが罹災証明書である。罹災証明書の発行を受けることが生活再建への第一歩となる。罹災証明書の必要な被災者支援策のタイプで分けると、給付型であれば主に被災者生活再建支援金、義援金等であり、融資（貸付）型であれば主に住宅金融支援機構融資、災害援護資金であり、減免・猶予型であれば税、保険料、公共料金等の減免・猶予であり、現物支給型であれば応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理等である。なお、自動車の永久抹消登録手続きの際も罹災証明（被災証明）の提出が必要となる。そこで、以下、罹災証明書について説明する。

(1) 罹災証明書とは

罹災証明書とは、地震、津波、噴火、洪水、崖崩れ、土石流などの自然災害や火災、爆発などの災害によって被災した家屋や事業所などの被害程度を公的に証明する書類のことである。

被災者の申請によって、市町村が現地の被害状況の調査を行い（ただし、火災については所轄の消防署が担当する）「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」という区分（※）に分けられて罹災の程度が認定される。

被災者生活再建資金の支給や住宅の応急修理といった住宅被害に着目した被災者支援措置の適用に多く利用されるため、災害対策基本法は住宅被害を必須証明事項としているが、家財、自動車、住宅以外の建物などの被害や人的被害についても自治体によっては罹災証明書において被災状況を証明している（なお、罹災証明書とは別に動産等については「被災証明書」を発行する自治体もある）。

平成25年の法改正までは罹災証明書に法的根拠がなかったが、東日本大震災での反省を踏まえ、罹災証明書の速やかな発行が市町村長に義務づけられている（災害対策基本法第90条の2）。

※被害認定基準

＜「災害の被害認定基準」（内閣府）に定めのあるもの＞

全壊　　住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。住家全部の倒壊、流失、埋没、焼失、甚だしい損壊により再使用が困難なもの。経済的被害の損害割合が50％以上に達したもの。

大規模半壊　居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。経済的被害の損害割合が40％以上50％未満のもの。

半壊　　住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。経済的被害の損害割合が20％以上40％未満のもの。

＜「災害の被害認定基準」（内閣府）に定めのないもの（消防庁）＞

一部損壊　全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。

床上浸水　住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住できないもの。

床下浸水　床上浸水にいたらない程度のもの。

(2) 住家被害認定業務

災害対策基本法において市町村長は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく被害状況を調査し、罹災証明書を発行しなければならないと定められている（第90条の２）。

しかし、東日本大震災などのように被災地域が広範囲に及ぶ大規模災害の場合は、被災者からの申請を待つことなく住家被害認定業務を行うことになると思われる。この場合、行政官庁は調査方針の決定、実施体制の構築及び調査員の研修を災害発生後１週間程度で行い、２～３人の調査員により構成される調査班が１日当たり・１班当り20棟程度（風水害における過去の実績に基づく目安）の現地調査を行う。過去の大規模災害では、災害発生から１か月をめどに調査を行い、初回の罹災証明書の交付が行われた。

被害規模に比べて調査班数が大幅に不足する場合には、市町村は都道府

県と協議し、他の地方公共団体や民間団体からの応援を受けて調査を実施する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、市町村ごとに判定結果にばらつきが出ないよう、都道府県が調整することになる。

大規模災害においては、調査対象となる家屋棟数が膨大となることから第１次調査・弟２次調査の２段階で行われる。

大地震発生の場合を例とすると、余震による二次災害のおそれがある等の震災の特性を踏まえ、第１次調査では家屋内部の立入り調査は行わず、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度を目視によって把握する。この第１次調査の結果によって初回の罹災証明書が発行される。

第２次調査は、第１次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施される。第２次調査は、原則として被災者の立会いの下、外観目視調査、内部立入り調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度を目視によって把握していく。

(3) 罹災証明書の申請と発行

①申請

罹災証明の申請は、原則として住家及びマンションの共用部分に被害を受けた本人（所有者または居住者）か同一世帯の者が行う。ただし、委任状があれば第三者が行うこともできる。被災者が遠方に避難していたり、高齢だったりして役所に行くことができないケースがある（熊本県行政書士会の交付申請支援）。

申請書は各自治体所定の書式に必要事項を記入し、被災状況を撮影した写真を添付する（つまり被災家屋の写真を撮ってから片付けたり、修理したりする）。また、修繕費用の見積書があれば添付する。本人確認は免許証等で可。取得に費用のかかる住民票、戸籍謄本等の提出は求めない自治体が多い。

なお、罹災証明書は発行に時間がかかるので、急を要する場合は、「罹災届出証明書」の発行を請求する。これは罹災証明書の発行を申請したことを証明するもので即日発行される。被災者支援策によっては罹災届出証明書を提出することによって手続きを始められる可能性がある。

②発行

市町村の調査が終了し、発行準備が整うと役所から順次個別に連絡がくる。罹災証明書の交付を受ける際に役所へ持参すべき書類等は、

①通知書（調査が終了し発行できることを通知する書面）、
②身分証明書（免許証、住基カード等）
③生活の本拠であったことを確認できる書類（公共料金の領収書など）
④委任状（第三者が受け取る場合）
⑤申請書（控え）
⑥管理規約及び総会の議事録等（マンションの共用部分に被害を受けた場合。管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの）
⑦印鑑

上記①～⑦の書類等はあくまで想定されるものであり、実際のケースでは各自治体に確認することになる。

【世帯用】

平成　　年　　月　　日

り 災 証 明 申 請 書

中 央 区 長　様

申請者
住　所　中央区
氏　名
電　話　　（　　）

り災状況	災害の原因	1　風水害　　2　震火災　　3　その他（　　）
	り災年月日	平 成　　年　　月　　日
	り災場所	中央区

世帯構成員	氏　名	続　柄	年　齢	備　　考

被害の状況	例示：２階建て２階北側外壁に亀裂			
証明書提出先				
申 請 通 数	通			
処　理　欄		証明書発行	被害状況確認	申請受付

り　災　証　明　書

１．り災証明申請者

２．被害対象物の所在地

３．被害対象物

４．被害状況
（１）災害が発生した日

（２）被害の原因等

（３）被害の状況等

平成　　年　　月　　日

上記のとおり証明します。

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇　〇　市長　　△　△　△　△

公印

大規模災害と不動産鑑定士のかかわり

不動産鑑定士の社会的使命と評価のあらまし

不動産鑑定士　小関　富雄

大規模災害と不動産鑑定士のかかわり

不動産鑑定士の社会的使命と評価のあらまし

明治大学不動産鑑定士会
不動産鑑定士　小関　富雄

（はじめに）

不動産鑑定評価基準は「総論第１章　不動産の鑑定評価に関する基本的考察」において「不動産の鑑定評価ということは、不動産のあり方を分析し、その効用、相対的希少性および有効需要の基盤となる一般的、近隣的及び個別的要因を分析し、それらの影響する所を解釈し、その価格を導き出す作業であり、このようにして導き出された価格は不動産のあり方決定の選択の指標となるものであり、したがって歴史の決定に参与することとなる訳である。その故に鑑定評価という作業の社会的公共的意義は極めて大きいのであるが、この意義の重大性は、不動産の価格の二重性格にその源を発するものである。鑑定評価は、不動産のあり方を分析し、諸力の相互作用の結果である価格を追及することであり、求められた価格は歴史の決定に原因として作用するものであるということを、鑑定評価の主体は十分に理解していなくてはならない。」と説く。

この事を大規模災害時の不動産の鑑定評価にあてはめてみると、被災の程度が大きく、大きな価値減少があったとしても被災者のためには小さな減少とすべきであると主張する人がいるが、現実にある価値の見積りをこの様な憐みの評価によって歪めてはならない。

それは政策の問題であって、社会的に大きな影響力を持つ不動産鑑定士の価格判定の拠り所が歪めた価格の表示として行われればそれが一人歩きを始めることにより間違った復興への道を歩みかねないのである。

大規模災害があり不動産のあり方が問われる中、表示すべきは不動産の今ある正しい経済価値であり、その事を前提として復興計画の見直しや、将来の不動産利用の方法を探る重要な指針として採用されることの方が遥かに重大な事であることを夢々忘れてはならない。

本稿はまず東日本大震災の状況と、それまで専門家集団としての士業連絡会とはどの様なものであったのかを延べ、個人版私的整理ガイドラインを中心に、土地区画整理事業と市街地再開発事業について論じるものである。

（東日本大震災と宮城県災害復興支援士業連絡会等）

2011 年 3 月 11 日、午後 2 時 46 分、そいつは 1000 年という長い眠りから覚めてやって来た。（（注１）貞観地震（869 年＝貞観 11 年）の再来）

マグニチュード 9.0、最大震度 7、死者 15,894 人、行方不明者＊＊＊ 2,561 人。日本国内で自然災害による死者・行方不明者の合計が 1 万人を超えるのは戦後初めてとなった。

宮城県災害復興支援士業連絡会（以下、「士業連絡会」という。）は、＊＊＊ 1993 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災をきっかけに始まった専門家の支援連携活動である阪神淡路まちづくり支援機構からの後押しにより 2005 年 3 月、設立された。

2005 年 4 月、（社）宮城県不動産鑑定士協会会長に就任した私は、その後理事会の度にこの名前を聞くことになる。2008 年 6 月 2 日、士業連絡会の説明のために各士業が県庁に集合し説明を行う。同月 14 日、岩手宮城内陸地震発生、栗原市役所にて無料相談会を開催。大規模災害時における不動産鑑定士の役割とは何か、具体的なものが見つからず日数だけが過ぎていった。

2008 年 12 月、士業連絡会は村井県知事出席のもと、宮城県との間で協定書を締結。そして 2009 年 3 月、２期 4 年間の会長を退任してその役割を終えた。

２年後の 2011 年 3 月 11 日、東日本大震災発生。平成 24 年固定資産税評価替に伴う標準宅地の評価作業が追い込みを迎えていた時であった。

しばらくの間は身の回りの整理に追われ、自分の事で精一杯であった。食べる物はない、ガソリンはない、ガスが使えないので電気ポットで湯を沸かし体を拭いた。震災直後は被災地に瓦礫の処理に行って役に立つといった能力もない。震災直後の士業専門家は全く役に立たないものである。

（注１）貞観地震

869 年 7 月 9 日、M8.3 ～ 8.6、地震に伴う津波の被害が甚大で死者約＊＊ 1,000 人、多賀城損壊。

震源域が岩手県沖～福島県沖、または茨城県沖の連動型巨大地震の可

能性も指摘され、被害の全体像は不明である。

（不動産鑑定評価と震災格差率）

今回の東日本大震災で不動産鑑定士は社会にどう向き合ったのか。このことを考えることは、今後の不動産鑑定評価の社会的役割とは何かといった疑問に答えるためにも極めて重要なことである。そしてそれは評価主体の資質にも大きな影響を及ぼすものである。

不動産鑑定評価は評価主体である不動産鑑定士の判断であり意見であり、その為には精密な知識と豊富な経験を要すると言われる。

しかし、大規模災害時の鑑定評価は、現地に出向き瓦礫の中に立って呆然とし、そして雑然とした役所に行って壮大な5年後、10年後の復興計画を見せられた時、これをどの様にまとめ価格として表すか唖然とする。既に少子高齢化が進んでいた被災地に止めを刺すように津波は襲ってきたのである。

それでも何かしらの確実な価格形成要因を得ようと恐る恐る畑を耕す老人に話しかけた。

津波の時は家の屋根に逃げて助かったという。子供たちは孫を連れて仙台で生活をしていてここに帰って来ることはないだろうという。訥々と語りかける老人の言葉はしっかりしていて、諦めともつかない何か安心感の様なものを感じたものである。

地価調査をはじめとして固定資産税標準宅地評価、相続税路線価評価と価格形成要因の把握には困難を極めた。震災格差率の査定手法も交通接近条件、環境条件等、子細に数字を当てはめてみて算出してみても、それは復旧・復興の状況が具体化したものとして得られるものでもなく、最終的には震災前の状況からみて震災後、そしてその先の将来性を予測した中での落としどころでしかなかった様に思える。

そうであれば、震災格差率のあるべき姿と震災後の将来動向については、被災地に立ちそこで生活していた人達やそこで長い間仕事をしていた人達の思う所を自らの鑑定経験と重ね合わせることにより、筋の通った価値体系へと導く方法が重要であると考えたのが今回、個人版私的整理ガイドラインで採用した算式である。この手法はわからない所はわからないとして、しかも評価主体の豊富な経験からくる判断要因を大胆に取り入れることが出来る様なものと

して取りまとめたものである。

Ⅰ　個人版私的整理ガイドライン

（打合せ会議）

2011 年 7 月 31 日、私的整理ガイドラインの説明会がシルバーセンターにおいて専門職業家を集めて行われた。

同年 8 月 8 日、東日本大震災の被災地における個人債務者の私的整理に関する不動産価格等調査（仮称）指針の宮城県版を作成した。

同年 9 月 1 日、仙台サンプラザにおいてその運用指針・書式に関する質疑応答が行われ、10 月 12 日、弁護士会館で弁護士との打合せの後、翌 13 日に私的整理ガイドライン事務局、弁護士、不動産鑑定士による会議が始まった。

同年 10 月 19 日、私的整理ガイドライン事務局と評価手法・資料提出物の確認・実査の方法等について話し合った。

行動の主旨としては、私的整理ガイドラインの価格調査事業は震災からの復興が進捗する中で、いずれかの段階で事業の適用は終了するという緊急かつ短期のものなので、地域の不動産鑑定士は一丸となって早急に対処することが必要であった。

（注２）個人版私的整理ガイドライン

被災にあった人達の生活資金の維持、借入金の返済条件変更と、様々な課題に対し個人の多額の債務を抱え込むことによる「二重債務問題」を解決するために学識経験者、弁護士会等の専門家団体、金融機関団体等の専門家団体等の議論を踏まえて「一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立された。

東日本大震災の影響で住宅ローンなどの震災前の借入れの返済が困難になった個人のうち一定の要件を満たしている人に対して裁判所などの法的手続きを経ずに借入れの減額や免除を行うものである。

（評価上採用すべき合理的数値の考え方について）

今回の大震災は復興後の不動産価値が都市の整備等により復興前の＊＊＊100％を超えるようなものとなる大都市におけるものとは異なり、その多くは少子高齢化が進む郊外沿岸部であった。

また、今回の価格調査は数値把握の合理的な説明をどの様にして行うか、将来予測に無理はないか等、その価格形成要因の把握には行政の復興計画をもとにした大胆な予測が求められたが、これまで経験したことのない種類の震災であったために数値の把握に困難を極めた。

被災地は農家住宅地域、戸建住宅地域、漁村住宅地域、加工工場地域、業務用地地域、近隣商業地域、そしてこれらの種別が混在する地域、農地・山林と多種多様で、被災の程度についても基礎だけ残して瓦礫と化した地域、一部補修してしばらくは使用可能な建物の散在する地域、補修して使用可能な建物がおおかた残る地域、浸水はしたが簡単な清掃で使用可能な建物の多い地域等、様々であった。

更に復興計画については、例え復興計画が発表されたとしても計画通りに街づくりは行われるのか、計画への復興期間は現実的なのか。

その実現性に確実なものは極めて少なかった。

しかし、このような私的整理のスキームが発表され、未確実な要因を置き去りにしてでも動き出そうとすることは、震災による被災者の疲弊状況を回避するといった観点からも至極重要なことであった。

この様な中にあって専門職業家である我々の評価の存在は予測の確実な実現性というよりは、ある合理的な説明理論をもって債権者に納得してもらうということであろうと思われ、しからば、合理的な理論的説明とはどの様に考えるべきか、ひとつの考え方として評価の流れから数値把握の理論的背景が作成された。

A．仮に震災がなかったとした場合の価格を地価公示価格・地価調査基準地の標準価格等に比準して求める。

地価調査において被災による損害の状況が大きく、価格形成要因の把握が困難であるとして中止となった地価調査基準地の標準価格をも採用して

時点修正を施し、震災がなかったものとしての価格を査定する。

比較出来る基準地がない場合は、震災前の取引事例をも採用して査定する。

震災がなかったとした場合の価格査定とはいっても、被災地の多くは地価水準が低い郊外沿岸部の地域で重要性が低いとして地価公示・地価調査のポイントが真っ先に削減されてきたために、少ない取引事例の分析に手間取る等、地価水準の把握には困難を極めた。

B．次に、震災がなかったものとしての価格：Aに震災減価・早期売却減価を考慮して次式により評価額を査定する。

Z：震災減価率、U：早期売却減価率

評価額 ＝ A ×（1 ± Z）×（1 − U）

※地価公示価格・地価調査基準地の標準価格等と比準での時点修正は、仮に震災がなかったとした場合を前提として過去からの推移・将来動向を考量して行うものとする。

a　震災減価率：Z

震災減価の把握については郊外型沿岸部の震災で災害危険区域等の指定により復興が困難な地域も多く含まれることから、この状況を短い時間で、しかもわかりやすい理論的背景を以て適格に反映するものが必要である。

そこで考え出された数式が次のようなものである。

震災減価率：Zの査定

$$Z = 1 - \left\{ \frac{1}{(1+r)^n} \times \alpha \right\}$$

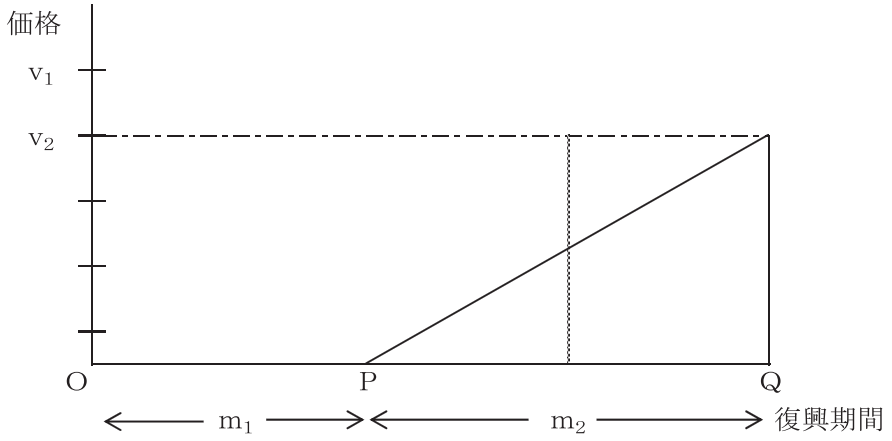
ｎ：復興期間、ｒ：割引率、α：復興後の価値率

$$n : m_1 + \frac{m_2}{2}$$

m_1：使用収益を見込めない未利用期間

m_2：復興期間

これを図に表せば、時間の経過に伴う復興の過程は次のとおりとなる。



（復興後の価値率について）

$$\alpha : \frac{v_2}{v_1}$$

ｖ１：震災前の価値

ｖ２：復興後の価値

出来るだけ確かな復興後の価値を復興計画等の資料から分析し、どの程度のものか検討する。

例えば、復興後の環境が防潮設備が整備され区画整理事業等により良好なものとなる場合は、⊕の価値として働く場合もあるだろうし、人口の減少、公共施設のサービス低下等は⊖の価値として働くであろう。

復興後の価値が復興前の価値と比較して⊕に働くのか⊖に働くのか、それはいつ頃と予測出来るのか、価格に与える影響は極めて大きい。

被災地からの都市部への人口移動が顕著な地域が多く、復興はしても復興前の価値に回復すると考えられる地域は少なかった。

（復興期間の考え方について）

浸水等により基礎のみを残して被災した状況を基準として、段階的に被災の程度を考慮して復興期間に反映させるものとする。

つまり、浸水等により基礎のみ残して被災した状況の復興期間を５年とすれば、半数の家屋が全壊している地域においては復興期間をそれより少ない数値の把握が出来る。

また、Ｐ・Ｑ間の復興の状況がＱに対して凸になるのか凹になるのか予測がつかない。時間の経過に伴う復興状況の予測については、地域の自然的な状態・被災の程度・行政の対応により異なるものと考えられ、復興率はm_2の前半において大きいと考えれば、$\frac{m_2}{2}$ が $\frac{m_2}{3}$ になるかもしれない。復興率がm_2の後半において大きいと考えれば $\frac{m_2}{2}$ が $\frac{m_2}{1.5}$ になる。

しかし、震災直後に今後の復興の程度を予測することは不可能であったし、その根拠とするものがなかった。従って、とりあえずは直線的に復興することを前提とし、地域の復興の程度を見ながら定期的に採用数値を見直すことにした。

以上、例を挙げれば、震災減価率は次のように査定できる。

m_1：２年、m_2：３年、ｒ：５％、α：90％　　とすれば

$$1 - \left\{ \frac{1}{(1+0.05)^{3.5}} \right\} \times 90\% \fallingdotseq 24\%$$

と求められる。

ｂ　早期売却減価率

(1) 参考としての競売市場減価率

仙台地裁の採用している競売市場性減価の△ 40％を基本的な早期売却減価とした。

(2) 市場性減価率

被災の程度により不動産の需要は減退している地域が多いと考えられるので、更に大きな市場性の減価を必要とする。

(3) 早期売却減価率

以上により、早期売却減価率は競売市場減価を参考とする基本的な早期売却減価率に更に大きな市場性による減価を考慮して次式により求めた。

U：早期売却減価率
s：基本的な早期売却減価率
p：市場性減価率

$$U = 1 - (100\% - s) \times (100\% - p)$$

(建物について)

建物の評価については、一般の鑑定評価と同様、再調達原価に減価修正を行うが、建物の効用が震災前と同様の市場性に基づくものでないと判断される場合は、土地評価で採用した震災減価率等を参考にして適宜、観察減価を行う。

また、被災の程度によっては補修をしたとしても残存耐用年数が本来の耐用年数より短くなることも考えられる。

取壊し最有効使用の場合は、取壊し費用を行政負担で出来るものか調査し、自己負担による場合は除却費用を土地価格から控除することも考慮するが、本事業の確認は基本的には外観による評価なので震災による破損がどの程度のものかの確認に手間取る場合もあった。

II　土地区画整理事業

土地区画整理事業は、地権者からの権利に応じて提供された土地（減歩）を道路・公園などの公共用地に充てるほか、その一部（保留地）を売却して事業資金に充てて公共施設の整備と宅地利用の増進を図るものである。

通常は組合施行として行われ、既存宅地のほかに隣接する農地・山林・原野を取り込むことにより、用途転換の大幅な価値上昇が得られることになるので減歩率が大きなものとなっても地権者の同意を得られるが、大規模災害が既存の熟成した宅地地域の場合には、用途転換の地域とはならないので価値の増進がそれ程得られないものとなり、宅地の利用単価は上がるものの地区全体の宅

地総価額が減少する状況となる場合が多い。

この様な場合には、減価補償金（注）相当額をもって宅地を先行買収し公共用地に充てることにより減歩率を小さくする手法が採られる。

その際の従前・従後区画の評価は、一区画毎の具体的で詳細な鑑定評価を採用する必要が生ずる。

不動産鑑定士は、大規模災害時における大規模な既存宅地地域における公共団体施行の土地区画整理事業において迅速な復興に寄与するための公平な評価に直面する場合がある。

（注）減価補償金

公共団体等施行の区画整理事業においては、整理後の地区内の宅地の価額総額が、整理前の宅地の価額総額より減少した場合には、施行者はその減少額を宅地の所有者及び借地権者に補償金として配分交付しなければならない。これを減価補償金というが、この制度は、組合施行や個人施行には適用がない。（法 109 条）

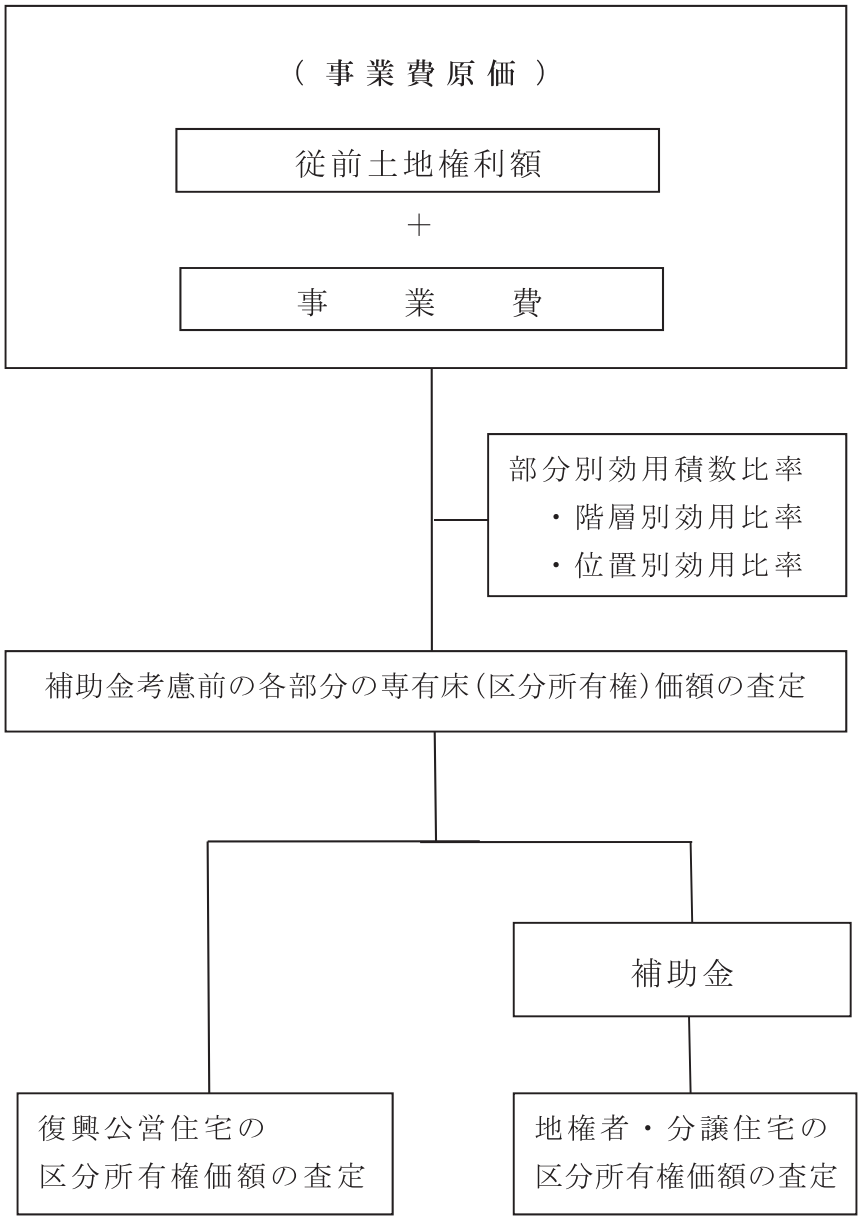
Ⅲ　市街地再開発事業

大規模災害により低層の建物が多い市街地が被災した場合には、地域における合理的な利用が立体利用であれば市街地再開発事業が有力であり、災害の場所が大都市であればある程、有効な手法として採用されることになる。

一般的には従後資産である施設建築物の評価は、従前土地権利額に事業費を加えたものから補助金を控除した事業費原価を階層別・位置別効用積数比率を用いて各フロアーの各戸毎に割り振ることになるが、大規模災害時の再開発事業は復興公営住宅棟と一緒の区画となる場合が出てくる。

この様な場合には補助金を控除したものを事業費原価とするのではなく、まずは補助金考慮前の各部分の専有床価額を階層別・位置別効用積数比率により割り振った後で、地権者・分譲住宅の区分所有権についてのみ補助金を控除して区分所有権の価額を求める必要がある。（以下フロー図参照）

床価額等の評価フロー図



大規模災害といっても様々な形態が考えられる。災害の場所・程度により新たな復興計画が作られ、予算が計上されても、実行されるのは２年後、３年後という場合もある。都市の規模が大きくなればなる程、用途の異なる区分所有建物による特殊な再開発事業が施行されることになる。不動産鑑定士としては、常に最近の情報に耳を傾け、地権者等の権利の公平性、施設建築物等の利用の合理性といった観点から従来の手法に固定されることなく評価に対応する必要がある。

Ⅳ　最後に

東日本大震災の復旧・復興を阪神淡路大震災を参考にする場合が多いが、今回の被災は人口密度が低く、人口減少の問題を抱える地域が多く、大都市における被災からの復興をそのまま当てはめて考えることは出来ないものであった。

阪神淡路大震災の主要な被災地は復興開発事業が順調に進捗することに伴い人口が早い時期に回復し、復興前と比べて都市環境が整備され、より効用の大きな都市を形成するに至った。しかし、東日本大震災は、土地区画整理事業や市街地開発事業等を計画出来る一部の地域を除いてその多くは人口流出を伴い、被災地の過疎と少子高齢化を加速させる地域となることが容易に予測出来た。

東日本大震災の震災減価の特徴は、復興率の捉え方にかかっていたと言っても過言ではない。しかし、これを定量化するのは極めて難しく、価格形成要因の分析には震災後の資料が極めて少ない状況の中で不動産鑑定評価の専門家として長年培ってきた豊富な経験と判断そのものに頼らざるを得なかったことも事実である。

私的整理ガイドラインの制度は債権回収の困難な部分を切り捨て、地域住民の負担軽減を行い、早急に地域の復興と再生に寄与することと考えれば、今回の被災の様に過疎と少子高齢化が進む地域にこそ有効であった。

また、土地区画整理事業・再開発事業等に関しては、震災前は歴史的に地域の行政の中心であったり、宿場町として賑わっていた地域で、本来は大きな価値が見込めるのに混在する小規模建物や街路条件が悪く住環境が悪かったり収益性が減少している地域があり、震災による復興計画等で環境の整備が図られ、大規模店舗等の建築が現実的なものになり眠っていた価値の顕在化が見込める場合には、地価が急上昇する場合もある。評価にあたっては復興後の地域の状況を頭に描きつつ、確かな事業の実現性の把握に努める必要がある。

本稿は以上であるが、東日本大震災、そしてこの度の熊本地震で被災した方々の一日も早い復旧・復興を願いつつ筆を置く。

各士業における研修報告
大規模災害と各士業のかかわり

2016年9月10日発行

執　筆　弁　護　士　奥野　大作
公認会計士　深谷　豊
税　理　士　寺門　孝彦
社会保険労務士　高橋　謙一
司法書士　熊谷　健太
行政書士　阿部　浩一郎
不動産鑑定士　小関　富雄

監　修　明治大学士業会　研修委員会
委員長　大森　和夫（不動産鑑定士）

印　刷　アライ印刷株式会社
〒101-0064
東京都千代田区猿楽町2-1-2
電話 03-3294-6104